

令和5年度宮城県精神保健福祉審議会（第5回）

1 日時

令和5年10月10日（水）午後6時から午後8時40分まで

2 場所

宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席者

（1）委員

我妻睦夫 委員、姉齒純子 委員、岩館敏晴 委員、大木恵 委員、岡崎伸郎 委員、小原聡子 委員、角藤芳久 委員、日下みどり 委員、草場裕之 委員、黒川洋 委員、小松容子 委員、鈴木陽 委員、高階憲之 委員、富田博秋 会長、西尾雅明 委員、原敬造 委員、富士原美紀 委員

（19人中17人出席）

（2）事務局

〔保健福祉部〕志賀慎治 保健福祉部長、大森秀和 保健福祉部副部長

〔医療政策課〕遠藤圭 参事兼医療政策課長、鈴木伸 副参事兼総括課長補佐、
荒井謙吾 副参事兼総括課長補佐

〔病院連携班〕川和拓央 主幹（班長）、佐藤誉之 主任主査（副班長）、
蛭沢夏生菜 主査、千歳拓武 主事

〔精神保健推進室〕村上靖 精神保健推進室長、八巻直恵 技術副参事兼総括室長補佐、
松本賢治 総括室長補佐

〔精神保健推進班〕菅原美帆子 技術補佐（班長）、戸刺徹 主任主査（副班長）、
江上貴章 主事

4 開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度宮城県精神保健福祉審議会第5回を開催いたします。

5 委員紹介・会議の成立について

（事務局）

続きまして、御出席いただいております委員の皆様を御紹介するところですが、名簿を御参照いただくことで省略とさせていただきます。岩館委員はWEB参加、小森田委員、林委員からは事前に欠席の連絡を受けております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして会議の成立について御報告申し上げます。本日は17名の委員に御出席していただいておりますことから、精神保健福祉審議会条例に規定する定足数を満たしており、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。また、本審議会は県の情報公開条例第19条に基づき、公開が原則となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、精神保健福祉審議会条例の規定により、以後の進行につきましては富田会長にお願いいたします。

富田会長よろしくお願いいたします。

6 議事

(富田会長)

皆様よろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中、また、様々な御都合がある中、御都合をつけていただき、本会議に御出席いただきまして改めて御礼申し上げます。今回は、次第に記載のとおり、県立精神医療センターに関する議事を想定しております。限られた時間ではございますが、委員の皆様には様々な立場で御参加いただいておりますので、それぞれ御発言いただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。まず、今後の精神保健福祉審議会の進め方ということではありますが…。

(高階委員)

すみません、その前に。高階です。過日、報道等で丁寧な説明をというようなことを議員さんから求められて、そのように知事も答弁してたかと思うんですけども、そういう方針につきましては、現場の方に伝わっているのかどうかということと、ここで言う丁寧な説明というのはどういうことを指すのか、一般的な、そういう業界用語と異なることがありますから、丁寧な説明というのは具体的にどういう説明を言うのかということを教えていただきたいと思います。

(事務局(保健福祉部長))

文字どおりの丁寧なということをごさいますして、それは回数なり中身なりいろんなことがあるかと思えますけども、これまでも様々な、我々が直接赴くでありますとか、要望を頂戴する、また、この審議会の場合等でも、その都度、丁寧な説明に努めてきたつもりではございますけども、まだ十分に考え方が伝わりきってない、あるいはその範囲も狭い、手法についても様々な御指摘をいただいてまいりました。例えば、県民、住民向けの説明会をやるといったような県議会からの申し出もありました。そういった形の手法を採ることも今後検討してまいりますし、また、こういった場においてもそうですし、今日の説明の中身にも関わってくる部分でございますが、患者様に直接アンケート等の機会を設けることによって直接御意見を伺うことをやっております。そういった一つ一つのやり

方、御意見を伺い、話し合っていくと、そういったものを積み重ねていくことで丁寧な説明とするとそういった形になっていくのかなと思ってございます。

(富田会長)

高階委員お願いします。

(高階委員)

患者様とかそういうのをお話しますと、審議会の場において我々委員に対して行う丁寧な説明というのは具体的に言うとなんていうような説明になりますか。

(事務局(保健福祉部長))

これまでも資料の事前の提供に対して御意見を賜ると、また、この場において私どもの考え方を説明させていただき、御意見をいただき、それに対する改めての考え方、意見等をこれまでも積み重ねてきたつもりでございますが、そういったことがまさに丁寧な説明といったことで、今後もそれで質疑に臨んでいくつもりでございます。

(富田会長)

御意見はあるかと思いますが…。

(草場委員)

関連質問です。

(富田会長)

いえ、議事は議長の進行に…。

(草場委員)

それは分かります。先生、今日、仕切られているのは分かるんですが、今、高階先生の話に答えが出ていないんです。私、整理してもう一回申し上げますから。

(富田会長)

審議の進め方について意見発言の機会は1番の説明に続いて用意されていますので、説明を聞いた上で御意見がある方は、御意見いただければ。

(草場委員)

今日の審議会は丁寧な説明をするという中で開かれているわけですが、それはどういう意味なんですかというのが高階先生の話だったと思うので、その答えをまだ私、今の話を

聞いても全然理解できないので、もう一回質問させてください。高階先生の御質問を僕なりに噛み砕いて申し上げますから。

(富田会長)

しかし、1番の議題についての意見発言の機会は…。

(草場委員)

分かりました。これで皆さんがこのまま進行されるか、今日の審議会についてはなぜこんなに急に開くのかとかいう意見を出された先生方もいるはずですよ。私も元々今日は予定が入って出られなかったんですが、予定を変えて出てきました。どうしてこんなに急いで何をするために開いているのか分からないまま開催されているわけですよ。ですから高階先生の今の御質問とても大事な質問だと思います。質問させてください。私の質問がおかしいと思われるのなら、委員の皆さんに聞いて議事を諮ってください。

(富田会長)

それは、まず説明をしていただいてから…。

(草場委員)

じゃあ動議を出します。先生、申し訳ないですが。動議を出します。今の高階先生の質問に関連して私の質問を事務局から答えさせるように議事を諮ってください。動議です。賛成意見か反対意見か聞いてください。

(富田会長)

説明をまず…。

(草場委員)

動議ですから、ちゃんと処理をしてください。

(富田会長)

動議をいつのタイミングで決を採るかは議長の…。

(草場委員)

動議が出たらその場でやるんですよ。議事の進行についての動議ですから。

(富田会長)

今日、議論をすべきことはあってですね、それをちゃんと時間内に終えなければいけないということもありますので、ちゃんとそのことについては議論しますので、順番を整理させていただきます。

(草場委員)

どこで議論されるんですか、今のお話、入口の話なんです。

(富田会長)

まずその入口の議題について、県から用意している話をまずしていただいて、その上で意見があればお聞きしたいと思います。

(岡崎委員)

私も一言あります。

(草場委員)

会議の進行なので、動議を私出しましたので、賛成意見、反対意見聞いて、議事を進めてください。

(富田会長)

今日の議題が用意されていますので、それについて進めた上で必要があれば決を採りますので、まずは、1の説明を聞いた上で御意見をいただければと思います。

(草場委員)

私の動議、後で決を採ってください。ここは引きますから。

(岡崎委員)

私からも事務局に質問があるんですが。

(富田会長)

まず、県からの説明をお願いしたいと思います。

(岡崎委員)

その前にしないといけない質問がありますが、簡単なことですけど。よろしいですか。

(富田会長)

岡崎委員。

(岡崎委員)

岡崎です。先程の高階委員の丁寧な説明という問題に関連してくると思いますけれども、前回の議事録というか、この言葉で言うと議事要旨と言うんですかね、あれが、私、今日の4時半頃に宮城県のホームページを確認させていただいたんですけども、掲載されていないんですよ。これが遅れているのはどういうわけなのか。それは非常に良くないのではないかと思うんですよ。前回の議事録を県民がちゃんと御覧になって、それこそ審議会の委員とか何かを通じてですね、こういう意見を反映させてくれというふうに、皆さん意見をおっしゃりたいと思うんですよ。だけれども議事録、議事要旨と言うんですかね、あれが今日の午後の段階でも出ていませんから、5時過ぎは私、確認していないから分からないですけども、なぜ遅れているんですか。あれが出ない中で、次のこの回のね、審議会に突っ込んでいってしまうというのは、県民に対して非常に不誠実な姿勢だと私は思うんですけども、とても丁寧な対応とは思えないんですが、いかがなものでしょうか。

(事務局(精神保健推進室長))

議事要旨についての御質問でありました。議事要旨、前回のものについてはまだ、ホームページで掲載できてございません。できていない理由としましては、4日までに各委員の皆様が議事の内容につきまして御確認していただいていたところですけども、そちらのほうの取りまとめの作業がこの段階まで間に合っていないということで、でき次第ホームページに掲載をさせていただきたいと思っております。

(岡崎委員)

でき次第って、いつ掲載するんですか。次回の審議会これだけ急がせておいて、議事録、県民が見れないんですよ、議事要旨を。参考資料は見れるけれども、実際にどういう議論の流れになっているのかというのを県民は分からない。数少ない報道とか新聞とかそういうことでしか知れない。私はね不誠実だと思いますよ。

(事務局(精神保健推進室長))

作業でき次第、早急に掲載をしたいと思っております。

(富田会長)

それでは、1番の説明。よろしいですか、今回開催になったのも、第4回の審議会の際にその前の審議会に出ていた案、つまり、県から出されている提案についての審議まで至らなかったわけですね。その提案に問題であるというのであれば審議会としてちゃんと問題点を抽出する必要があるわけで、そういったことができないまま時間切れになって終わってしまった経緯があります。参加する委員も多くいらっしゃいますので、それぞれの

委員から意見がちゃんと出るような形で議事を進めて参りたいと思います。まずは議長の進行に従っていただければと思います。1番の説明は、これまで諮問、答申の形でこの審議会の運営がなされてこなかったことがあり、そもそも審議会を県としてどのように位置付けているのか、審議会の意見を聞く姿勢があるのかということ、これは高階委員から出ている丁寧な説明とはどういうことなのかということにも関係すると思いますが、この辺について、県から説明を用意していただきましたので、まずはそれを説明いただければと思います。村上室長お願いします。

(事務局(精神保健推進室長))

それでは資料の1を説明させていただきます。資料は、審議会の運営に関する事項としまして、議題の取扱いというものを整理したものでございます。資料1の1番になります。基本的な考えでございますが、審議会の議題とされる事項、こちらにつきましては、諮問であるか否かを問わず、報告事項であっても、全て県から審議会委員の意見を求められものという理解のもと、審議を行っていただきたいということの確認でございます。諮問であるか否かを問わず、全て審議会の委員の意見を求めるものというものでございます。2番、審議会の諮問、こちらは県の判断で行われる、通常は法律等に根拠のある事項が諮問をされるという形になります。3番、諮問事項以外について、こちらは議決を行い知事への意見具申をする場合と議決は行わず各委員の意見を議事録に記載する場合に分かれると思っています。4番、諮問、議決の有無に基づき、議題の取扱いを表のとおり、審議事項、協議事項、報告事項に区分をいたしました。協議事項は審議の中で意見具申が必要だという場合に意見具申のための議決を行っていただくというものであります。5番、答申及び意見具申における意見の取りまとめ方法につきましては、内容に応じて例に記載いたしましたとおり、議事録に各委員の意見として記載をする場合、また、意見を書面に取りまとめる場合、また、部会での審議などを通じまして報告書として御提出していただく場合がございます。どのような形により意見の取りまとめを行うか、それは審議会の中で御判断をお願いしたいと思います。こういった整理に基づきまして、本日の各議案につきましては、今回、協議事項ということでさせていただいております。説明は以上です。

(富田会長)

ありがとうございました。それでは、議論継続ということで御意見ある方、よろしくお願ひします。

(岡崎委員)

岡崎です。資料1を拝見して、これはとんでもないもの出てきたなと思いました。正直申し上げて。いろいろあるんですけども、2、3、4といった辺りはですね、こういった書面にしなくとも、考えれば我々分かることなんですよ。5のようにやり方、意見具申

の取りまとめ方法っていうのを具体的にいくつか例示しなくとも分かるわけですよ。あるいは例示されてないようないろんな手段が今後ですね、こういう世の中ですから出てくるかもしれない。そうなったときに、こういうローカルルールみたいなのがあると、かえって我々手足が縛られてしまいますね。項目の1番、これが一番困ったことだと思いました。三行ほどの日本語で、あまり日本語としてはこなれてないので、一回読んでも分かりづらいんですが、平たく言えば、全て県から聞かれたことだけに意見を言いなさいと、そういう意味ですよ。私はこの文章はそういう意味だと思いました。県当局から、あるいは知事から聞かれたことにだけ答えなさい、意見を言いなさい。今現在、我々と県当局、あるいは知事さんとの信頼関係というのは半分以上損なわれた状態ですから、そういう中でこういうものが出てくるというのは、これは我々の手足を縛ろうと目論んでいるのではないか、自由な議論をさせないためなんではないかと考えざるを得ないですよ。何よりも精神保健福祉審議会の根拠法令である精神保健福祉法の9条の2項、私、前回か前々回もこれに触れましたけれどもね、これを読めば分かるとおりに、精神保健福祉審議会が知事から諮問されたことに答申する、又は、あるいはって書いてあったかな、精神医療保健福祉の問題について、必要があれば意見を具申すると書いてあった。この後段のほうはね、我々の審議会の議論に自由度を与えているわけですよ。県から諮問という形じゃないけども意見があったらくださいと言われたこと以外でもですね、我々はやっぱり専門家とか当事者、家族の代表的な人たちの集まりですから、我々独自に主体性を持って、この問題は県はスルーしているかもしれないけれども、我々としては重要な問題だから意見を言おうというふうに主体的に考えることはいくらでもあるわけですよ。それをできないようにしているということのようにしか私はとれません。ですから特にこの1の部分は百害あって一利なし、撤回していただきたいと思います。すみません、長くなりました。

(草場委員)

ちょっと答えをいただく前に関連質問させてください。今の岡崎先生の質問はむしろ事務局ではなくて、私は会長に向けられた質問だと思いますよ。

(富田会長)

岡崎委員は県に聞いておられるのだと思いますが、私の考えとしては審議会の中で自由闊達に意見を述べて、県に伝えるべきことがあれば伝えればよいと思っておりますし、そのように臨んでおります。

(草場委員)

今日はどういふ…。

(富田会長)

岡崎委員から県にコメントがありましたので、室長からお願いします。

(事務局 (精神保健推進室長))

岡崎委員からお話あったような、聞かれたこと以外議論しないといったことは、この資料の中では書いているつもりというのは私のほうではございません。先ほど、法律のお話もありましたが、精神保健福祉法におきましては、第9条、地方精神保健福祉審議会の設置目的の第1項のところですが、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるために都道府県知事が条例で合議制の機関を置くということが目的として記載をされているということにつきましては、一言申し上げたいと思います。

(岡崎委員)

それが第1項です。

(事務局 (精神保健推進室長))

第1項ではそういう形になってございます。第2項におきまして都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができるという記載になってございます。ただ、第1項の目的の部分については、調査審議させるということでこちらの審議会を設置するということが目的とされているということでございます。

(岡崎委員)

全然お答えになってないような気がしますけれども。

(富田会長)

審議会からの意見はさせていただくわけですから、それについてももちろん聞くつもりはあるということでしょうか。

(岡崎委員)

であればこういう文書になりませんよ。

(富田会長)

岡崎委員、すいません挙手をお願いできますでしょうか。

(富田会長)

岡崎委員どうぞ。

(岡崎委員)

今、富田議長がおっしゃったようであれば、私はこのような日本語にはならないと思いますよ。全て県から審議会委員の意見を求められたものである。だからそれ以外の重要な課題だと思って思ったことは我々から意見を申し上げることはするなと言っているわけですよ。

(富田会長)

岡崎委員の意見はそのようなことで承ります。そうともとれるということでしょうか。

(事務局(保健福祉部長))

そのようなことは全く考えてないということをお答えとして申し上げた上で、当然ながら法律の規定である内容以上のことを申し合わせで縛るようなことは絶対にできませんし、そのようなことを考えて作った文書ではございませんで、文字どおりですね、例えば報告事項について意見を言えないのかといったことが、そんなことはありません、報告事項であっても意見を求めたものと見なしていただいて自由に意見を頂戴したいと思いますといったことでございます。表現が誤解を生じるものであれば、これを改めることに何ら躊躇ございませんので、例えばこう改めるべきということがございました、そのようにおっしゃっていただければ対応したいと思います。

(岡崎委員)

この文章は改めても誤解のない文章にはなりません。1は撤回したほうが県としても身のためだと私は思いますよ。でないで精神保健福祉審議会の運営上ですね、県政上の汚点になりますよこれ。こんなことを審議会に押し付けたんだとなったら。

(富田会長)

はい、高階委員。

(高階委員)

4番のマス目の箱の部分なんですけども、諮問なしの右下の協議事項又は報告事項ということがありますけれども、これを見ていくと報告事項についての意見具申というのは書かれていないということは、意見を具申するなというふうに読み取れるわけです。さっきの調査うんぬんというところで、今まで議論してきた中で不足じゃないかという事項が多々あったわけですね。それが、全て今まで出てきたのが報告事項ということで県からは出てきております。これを文字どおり見れば、今まで我々が議論してきたということは無しという話にするというふうには、さかのぼってみればそういう余計なことは言うなというようなことを書いてるとしか思えないんですけども、なぜわざわざこういうふう

しなくちゃいけないんでしょうか。調査うんぬんということについても、県のほうが十分に調査しているというふうに常に捉えられるわけじゃないですから、それについては十分だというふうに県がおっしゃったとしても、我々から見てそれは偏っているとか、不足だというのも、今までの中でも多々あったわけですよ。それは具申という形でしか申し上げられない部分だと思いますが、なぜわざわざこういうふうな形にするのかというのが、全く理解できません。先程岡崎先生が言っているように、どうしてもなかなか意見が言えない方たちのために我々は代理人として、アドボケイトとして話をしているわけですから、これを文字どおりするとそういう人たちというのは意見を言う機会というのが失われるということになります。具申という言葉は社会福祉審議会のほうに出てますけども、それ以外では出ていないということは、やはり、そういうふうに弱者を救うためにこの審議会があって、具申という言葉があるというふうに思うんですけどそこはいかがなんでしょうか。県のことだけというふうに考えておられるかもしれないけども、この審議会の在り方というのは全国的に注目を集めていますので、県のやり方次第によっては、あちこちから指弾を受けるようなことになるかと思えますけども、それでよろしいわけでしょうか。

(富田会長)

はい、村上室長。

(事務局(精神保健推進室長))

こちらの資料はですね、冒頭にも記載をさせていただきますが、従来、前回までの議題の取扱いについては、審議会の場でも様々御意見がありましたので、今後の取扱いについて整理をするもので記載をしている資料ということになってございます。さらに、1番のところで記載をしておりますとおり、報告事項であっても御意見をいただくということについて何も制限をするようなものではございません。この表につきましては、今後の議題の整理の仕方の考え方ということで御理解をいただきたいと思えます。どの事項になったとしても、審議会のほうで御意見が必要だということであれば、それは審議会の御判断で結構ではないかと思えます。

(富田会長)

審議会としては、県立精神医療センターの建替えについては、審議会としての意見があるわけですので、毎回、具申という形で意見を取りまとめて県に提出していくという形をとるのがいいのではないかと思います。

(事務局(保健福祉部長))

御指摘の趣旨、理解いたしました。例えば、恣意的にこれは意見なんか言われては困るというようなことを県が勝手に判断してこれは報告事項にしてしまおう、そうすると意見

具申ができないから、そういったふうに持っていかれては困るというか、十分にそういったことに使われるおそれがあるといった御指摘というふうに認識をいたしました。それがよろしいでしょうか。ということであるならば、そういったことは当然ながら減相もございませんので、例えば、議決ありの協議事項のところは協議事項又は報告事項ということで、報告事項も当然入れてですね、報告事項に対しても場合によっては議決をして意見具申をいただく場合もあるでしょうし、また、議決なしの議事録に留めるという対応で済むものであればそれでいいということで、協議事項又は報告事項ということで改めさせていただきます。ということによろしいかと思っておりますがいかがでしょうか。

(富田会長)

はい、高階委員。

(高階委員)

そういうふうに改めるんだったら、わざわざなんでこれを出してくる意味があるのかということになるんですけれども、今までと何も変わらないということで、文書化することは、そういう見解を出されたとしても時間が経ったときにこの文書だけが一人歩きする可能性があるわけですから、今の県の見解どおりであるなら、この文書自体を撤回するというのが一番妥当な判断だと思いますが。

(富田会長)

はい、村上室長。

(事務局(精神保健推進室長))

今年度に入ってからこのこれまでの審議会の中で、こういった議題についての整理の表記の仕方についての御意見がありましたので、こういった形で整理をさせていただきましたが、審議会の委員の皆様の方でこういったものは不要だということであれば、私どものほうで撤回することをこだわるものではありません。

(富田会長)

はい、草場委員。

(草場委員)

今後の精神保健福祉審議会の進め方についてという議題との関係で私が伺いたかったことは、資料1に書いてあるようなことではありません。私がこの議題できっと議論してくださるだろうと思っていたのは次のようなことです。つまり、8月31日、村井知事はここにおいてになって、審議会の意見がどうあるうとも、お話になりました。その後、そ

の問題について、議会などで問われても、審議会の意見がどうあろうともというような話を撤回されたという話は聞きません。私を止められるのは県議会だけだというお話も撤回されていない状況です。その状況の下で、今日、審議会が開かれている。どういう目的で今日の審議会が開かれているのか。村井知事はこの審議会の意見はどうあっても自分の考えは変えないという状態のままですとずっと続いている中で、私たちの審議会としてどう行動しようかということが議論されるんだらうと私は思っていました。富田会長にそれを期待していました。その議論はなされないんですね。

(富田会長)

私の理解では、知事は先日の発言は不適切だったと謝罪されて、審議会からの意見はしっかり受け止めて検討していきたいと発言されたと認識しています。

(草場委員)

それはどこで表明されていますか。私、それを見たことないです。

(富田会長)

それは審議会のメンバーにメールで報告したところです。

(草場委員)

いや、公にはなっていないし、そもそも不適切だったということと、あれは撤回しますというのは全然違うんですよ。政治家は一旦口にしたことについて、それを改めるなら撤回しますとか、ここを撤回しますとか言うべきでして、皆さんが怒っているので不適切でしたって、そんな言い方では通らないですよ。私は富田会長に申し上げたいのは、それでは抗議したことにならない。今日の審議会も、村井知事のこの審議会に対する姿勢が変わらない状態で私たちは議論させられるんですかということをお願いしたかったんです。そしてさっきの高階先生の関連質問で私が言いたかったことは、丁寧な質問ということの関係です。富谷になぜ移転するのか、なぜ富谷に移転しなければならないのか、名取で十分建て替えられるのではないかというのがこの審議会ですと十分議論されたと思うんですね。それに対する県の職員の方の説明は、時間と言葉の数はたくさんいただきましたが、私たちが納得させられない状況が今続いています。この後、丁寧な説明というのは、このたくさん言葉を使って説明したことをまた繰り返すということなんですか。それとも、なぜそんなに富谷にこだわるのかという説明をいただけるということなんですか。また、公募についてはですね、丁寧な説明もなにも、あの日に突然乱暴に持ち出されただけであって、丁寧な説明ということよりも説明を受けてないという状態です。私は今日の進め方について申し上げたいのは、ユーザーズアクションの方が申入書を出しておられますが、富谷に移転するっていう話も突然出てきて意見も聞かれないで不安になって、そして今度は

突然民間公募という話が出てきて、そして動揺している中に今後は県職員が勝手にアンケートを取ってまた動揺させる。私は聞いたところによるとですね、そのアンケートの取り方では、移転しても主治医付いてくるから大丈夫だよという話をしているということを2人から確認しております。そういう状況が今ある中で、今日の議論はどんなふうに展開するんでしょうかということをおは会長に聞きたいです。どうしますか。私は今日は、公募については撤回するという結論だけ出して、まず患者の皆さんを安心させた上で、この移転問題について、建替え問題について、患者の皆さんの話をどういうふうにすれはうまく吸い取れるのか、聞き取れるのかということをお、見通しだけ立てて今日は終わりでいいのではないかと思います。公募については、もう撤回するってやらないと、本当に患者の皆さんはまいってしまいますよ。まいってる方いらっしゃるよ。そんなの精神科医や心理の仕事に携わっていれば誰でも分かることじゃないですか。

(富田会長)

私のお見解ですが、富谷移転の話がでるよりも少し遡りますが、まず県から県立精神医療センターの建替えの用地の獲得の動きがあつて、その時点では名取では用地が確保できないということで、そういう状況の中で富谷の土地の提案が出てきたことで、そこに移転すればすぐに建替えができるだろうということになりました。加えて、これまでの精神科救急における器質要因の鑑別や身体合併症診療の問題も解決できるだろうという見通しも込めて富谷移転計画が出てきたと理解しています。ただ、その計画に対しては精神保健福祉の現場、あるいは当事者、家族からの目から見て、かなりいろんな懸念点が出てきました。+いろんなところから懸念する意見が出てきたことを受けて、遅まきながら、ようやく昨年度末に精神保健福祉審議会が開催されるに至ったということです。遅きに失したわけですが、その際にかなりいろんな懸念点が出されたわけですが、その多々ある懸念点の最大のもの一つは現在名取で精神医療センターを利用されている方の医療の継続はどうなるのかということです。ほかにもたくさん重要な点が出されていましたが、その懸念に対して今年度の第1回の審議会でお県から出されたのが、名取に日赤とがんセンターが統合してできる医療機関に精神科を作つてそこで対応したらいいのではないかとあ案でした。それに対して、とてもそれでは役割を果たせないという意見が審議会でお出て、ほかにもいろんな議論がありましたけど、それで県はその案については撤回をして、第3回の審議会でお、突然、民間精神科病院の誘致をして、官民連携でやるという提案が出されたということです。その際に県知事から先般の発言があり、その発言は審議会の立場をないがしろにしてる姿勢だし、当事者や現場の声を聞く姿勢がないのではないかとあことで紛糾したわけですが。それを受けて第4回の審議会が開催されたわけですが、そこでも大半は知事や県の姿勢に関する確認や、県の姿勢について改めていただくべきという議論に時間が割られました。確かに、当初から当事者、家族や、現場の意見をちゃんと聞いて進めていただければ、このようなことにはなつてなかつたわけで、そのようなことを今後は改善し

ていただくということは、今後の県の精神保健にとって非常に重要な点だと思います。一方、それに加えて、実際問題として現状の中で県立精神医療センターの建替えをどうするのかということは検討していかなければならないことです。県が民間精神科病院誘致・官民連携での名取の医療保健体制整備を抱き合わせることで富谷移転する案を出されている以上、審議会は、その提案が問題だとしたら、何が問題なのか、審議会として明確にして県にも、県民の皆様にもお知らせしていく必要があるわけですが、第4回の審議会はその審議まで至らずに終了しているわけです。第4回の審議会は、結局午後9時になって、我妻委員がお帰りになったことを持って審議会を打ち切って、継続審議にするということで終了したわけですので、当然ながら、早急にこの第5回審議会を開催して継続審議していくことは必要になることだと思います。この場で建て替え案の問題点は何なのかということ、精神保健福祉の専門家や当事者の立場で審議し、問題点があるのであればその点を明確にして具申という形で県や県民の皆様にお示しするのが審議会の役割であるという考えで、この5回目の開催を招集させていただいたということでもあります。回答になっていませんでしょうか。

(草場委員)

はい、なっていません。大事な点が…。

(富田会長)

草場委員、御意見をお願いします。

(草場委員)

前回の審議会の議事録ができていないのに審議していいのかという岡崎先生の話が今の話に表れています。前回終わるときに私の記憶では、次回のことについて発言したのは私だけだったと記憶しています。私は、今後お会いするときは、名取の移転案について皆さんで議論するというのでいいのでしょうかというお話をしましたが、事務局から公募についてまたやるとかですね、そういう話については出なかったと思っています。私が言いたいのはそこではありません。今、患者さんは本当に困っていると思いますよ。だって、公募やらせてくださいと知事おっしゃったままになっているんですから。公募だけはやらせてくださいとなっているんです。何度も同じことを言います、ここだけ答えてくださいね。富谷に移転するという話が突然出てきて、審議会で議論されて、なぜ名取でダメなんですか、なぜそんなに富谷にこだわるんですかという話が議論されているときに、じゃあ民間公募しますからという話が突然8月31日に出てきた。これはもう患者さんにとって、家族にとって本当に振り回されているという感じですよ。感じですよ先生そうお考えになりませんか。角藤先生、自分の患者さんがそんなふうになってないですか。私は少なくとも患者さんが混乱していることは間違いない。それは8月31日以降に生まれた新しい事

態で、それを踏まえて公募はとにかく撤回しますと、私は富谷移転についても撤回しますとしてほしいんですけども、とりあえず公募を撤回して、8月31日以前の段階に戻して、みんなで議論しますよというアピールを患者や家族に投げかけるべきだと、それが今日の審議会の役割だと思います。皆さんの意見聞いていただけませんか。

(富田会長)

公募を取り下げただくとしても、その理由については皆様それぞれには感覚としてお持ちなのかもしれませんが、一般の方にも分かるように、あるいは、県の担当者にも分かるように、しっかりと説明する必要はあると思います。その点についてはしっかりと議論した上で、審議会から意見具申すべきではないかと思います。

原委員をお願いします。

(原委員)

今、富田先生の話ですけどね。結局のところですね。我々にこの経過に対しての丁寧な説明というのは県からなされてないから、これまでこの議論は紛糾しているんですよ。そもそも、3病院とは3病院統合でしたっけかな。再編ですか。この問題から始まって、それが4病院になった経緯、この間の議事録、この間の誰と誰と誰がその5者協議でお話したのか、こういうことはね、一切明らかになってないんです。これが明らかになってないので、この富谷移転っていうのは突然出てきたような印象になるわけですね。だからそここのところをまず、県として明らかにしないとこの審議が始まらないんですよ。これは何回も繰り返し言っていることなんです。そこはね、私経過、今日書いてきましたけどね。皆さんにも渡っていると思いますけども、この経過見るとですね。はっきりしているのは、突然令和3年9月9日に、県の文章が出ているんですね。その文章がその4病院再編統合の問題という形で出ている。その前は、県がやっているのは3病院の統合の問題なんです。3病院統合というのは、県立のがんセンター、日赤、それから、労災病院、この3病院の統合の話の中がどういう中身だったのかということをはっきりさせないと、そこがはっきりしないので、精神医療センターがそこに突然くっついた形ですね。議論がそこからまた始まるような形になってるんですけども、実際はその3病院の統合の中の話がどういう話だったのか、これは明らかにしてもらわないと話が進まないんで、まずはそこを明確にしてほしいというふうに、私は繰り返し要望したいと思います。そこは誰と誰と誰が協議したんですか。具体的な名前を挙げて言ってください。5者協議した東北大学の先生は誰ですか。

(事務局(医療政策課長))

協議の過程につきましては、現在の進行中のこともございまして。様々開示請求がありましても、その部分について、黒く塗った形での公表のような内容となります。

(原委員)

これを丁寧な説明じゃないって言っているんですよ。あなたたち丁寧な説明って言うのはね、そこを黒塗りにしたことは丁寧な説明なわけですか。

(事務局 (医療政策課長))

3病院で協議したその時点では、一般診療科の病院の三つの病院でございました。様々、今後の地域の政策医療の諸々の議論をしながら、どのような形で進めるのがいいのかということで協議をしておりました。その中で実際には令和2年のことでございますけれども、令和元年の12月に精神医療センターの在り方検討会というの、まとめていただいているところがございます。そうした中で、県としては精神医療センターのあり方というの課題にして抱えていた状況でございます。そうした中で、再編を通して、もしくは、病院に早期建替えも含めて、どのように解決していくかという私どもの課題の部分について、合わせて御相談をした中で、一つの解決策の方向性として、令和3年の9月に二つずつの枠組みでの協議を始めたいということで、公にしたところでございます。

(原委員)

どなたが協議に参加して、どなたがどういう意見を言われて、5者協議、再編の過程になったのか、それを明らかにしないと全然議論が進まないんですよ。まず、大学病院は誰が参加したんですか。県は誰が参加したんですか。精神医療センターは誰が参加したんですか。それから日赤と東北労災病院はどなたが参加したんですか。具体的な名前を挙げて、どういう発言されたかきちんと話してください。

(事務局 (医療政策課長))

重ねての御質問でございますけれども、その部分につきましては、私、先程申し上げたところまでの御説明とさせていただきますと思います。

(原委員)

そうしたらですね、枠組みは、がんの重点化のために、県立がんセンターと日赤を統合すると、それがもう一つは東北労災病院と精神医療センターを統合・合築するところという枠組みになったという話ですよ。疑問ですけども、私たちは日赤と東北労災病院の移転にも反対している立場なので、それを前提とした上でですけど、仮定の話で、なんで名取に日赤と精神医療センターと一緒に今のがんセンターができようとする土地に合築しなかったんですか。そしてなんで東北労災病院と県立がんセンターが移転して富谷に移転して統合しなかったんですか。だって、日赤と東北労災病院を比べてみたら、科目、診療科は明らかに東北労災病院の方が多いですよ。日赤に対して。がんの医療の重点的なことに対し

ては、精神科の医療が非常に大事だということを言われてますよね。がん患者の3割はうつ病ないしうつ状態を発症するというのもう言われてる内容ですよ。だとすれば、少なくとも東北労災病院には元々精神科はあったんですよね。それから心療内科も今ありますね。そちらと県のがんセンターが統合した方がよっぽどがんの拠点として、精神科の領域まで含めた医療ができて良いじゃないですか。日赤はもちろん周産期医療をやっているの、県南の周産期医療を改善したいというそういう趣旨だったんでしょうから、それは、日赤があそこに移って精神医療センターと合体したら、それこそ総合病院と一緒に、精神病もできる。そういう組み合わせもできるわけですよ。だから、そういう組み合わせもできるにもかかわらず、なんでこの組み合わせになっているかということをお話するためには、さっき言ったように、令和2年から3年には行われた協議の内容が明らかにされなければ全く合理的なエビデンスをもって、この統合のことが議論されないわけなんです。そこをね、繰り返し、明らかにしてもらわないと話が進まないと思います。私は。

(事務局 (医療政策課長))

御説明を具体的にできる範囲が限られておりますので、大変恐れ入りますけれども。実際にその各病院の機能の部分も含めながら、地域の繋がりの部分も当然あると思います。そうしたのもも含めながらの検討ではあったかと思いますが、精神医療センターの機能との連携のところについてのある程度の御理解をいただきながらの枠組みというのも検討されてきたところだと思っております。一方で、様々地域が変わることでの対応ということも合わせながら検討をし、この2月の審議会の時、初めて御説明を申し上げましたが、この中で地域が、例えば精神医療センターについて、どのような対応策を合わせながら、移転のところを具体的に進めていくことができるかというような御意見も頂戴したいということで、御提案、御報告したものであったように思います。

(富田会長)

原委員、ちょっといいですか。原委員がいくら押しても、多分、これ以上何も出てこないのではないかと思います。このような状況の中で思うことですが、その当時、誰と誰が交渉した、どのような交渉だったかということは私も存じませんが、それがどうであれ、その交渉の中で、非常に合理性を欠いた意見交換とか判断がなされた上で、現在の常態に至っているということであれば、それが、どのように問題なのか、何故そう考えるのか、どのような点が合理的ではないのか、もっとこうした方が良いのではないのか、というようなことを、専門家、当事者、家族の立場から、審議会として具申するのが、審議会の役割ではないかと思います。

(原委員)

今、富田先生、おっしゃった意見は、意見として伺いますけども。だから私はね、日赤と精神医療センターが合築したって、それを名取に造ったっていいわけですよ。それはそうじゃないっていう理由を明らかにしなきゃならないと、県にはそう言ってるわけですから、その理由をおっしゃってもらえればいいわけなんです。

(草場委員)

議論の進め方について質問させてください。私は原委員が県の職員の方に質問したこと、その答えをちゃんとされるのを前提に、誰がいつ、どこで、どんな議論をしたんだっていう、3病院が4病院になったり、そのあたりの経過を説明していただくと。それに対して審議会としてそれおかしいんじゃないかと、これはこういうふうを考えるべきじゃないかっていう議論をすべきだという趣旨で、原先生はお聞きになったと思うんですよ。しかし、答えないということになりました。それに対して富田会長は、それはここで審議すればいいんじゃないか、この審議会が議論すればいいんじゃないかとおっしゃったのは、これから私が申し上げる通りのことでしょうか。県は富谷移転を前提にしているけれども、それとは関係なく、この審議会でも名取でどんなふうに住んで替えるとか、そういう議論をすればいいんじゃないかっていう進行の御意見ですか。そう受け取っていいですか。

(富田会長)

そのことも含みますが、名取での建て替え案が委員から提出されてますので、それがいかに合理的で優れた提案であるのかということを確認していけばいいわけですし、あと県からの提案についてはそれが問題だということであれば、何がどう問題なのかということ、この審議会として確認にして、具申すればいいということだと思います。

(草場委員)

分かりました。

(高階委員)

中々、4病院まで広げてしまうとか、議論も難しくなったけど思うんですけども、少なくとも審議会の立場としては、精神医療センターが富谷に移転して、合築するという必然性はほぼないというふうな結論をつけたということでもいいわけですよ。

(富田会長)

そこまでの議論はまだできてないと思います。

(高階委員)

ただ、その必然性を証明するためには、やっぱり県がどうしてなのかということを開示しない限り、その議論はできないわけですけど、今までの中で100%と言わないけど、合併症にしても救急にしても富谷で労災と合築する必要が必ずしもあるというふうな結論にはなっていないというふうには、私は思うんですけども、それでいいわけですよ。

(富田会長)

そのような意見がたくさん出されたということは承知しておりますが、それ以外の意見についてはここまでのところ十分に発言する機会もなかったかと思います。例えば、それが絶対正しいというわけではないですが、確かに敷地として労災病院のすぐ隣に県立精神医療センターがあれば、名取で精神医療センターが単独で建っているよりは遥かに患者さんを紹介し易いし、隣からのサポートも受け易いということで、地理的な場所関係になると、そういう側面があることは事実だと思います。その理由のみをもってして、富谷移転に賛成だというわけでは決してないにしても、そのような側面もあるのはあるわけで、その辺の検討もした上で、それでもどうして富谷移転計画が問題なのかということ、県にも県民の皆様にもわかるように、審議会として意見をまとめられるのではないかと思います。

(高階委員)

すみません、戻りますけど、先ほど資料1については取り下げるということでよろしいわけですね。一応確認しておきます。

先生のお話もよくわかりますけども、やっぱりそのそういう話の中で、どうしても患者さんっていうところが抜けてるんで、やっぱり我々の立場としては、病院の都合とか、そういうことだけじゃなくて、患者さんにとってどうなのかっていうのを、県の方にはそれはもうほとんど欠落してたわけですから、やっぱりそれをきちんと主張していかなきゃいけないんだなというふうに思います。

(富田会長)

その点は本当にその通りだと思います。

というところで、これで、(2)と(3)の議題の審議に入ってもよろしいでしょうか。

(岡崎委員)

(1)がまだありますけれども、よろしいですか。高階委員が今確認していただきましたけれども、資料1は撤回するという事。その場合に、ホームページにですね、審議会の資料はアップされるわけですけども、その中から抜かれるということですか。私はそうではなくて、資料1、2、3とちゃんと耳を揃えて出されていて、議論した結果、反論が

多いので、資料1については取り下げになったと、そういうことでいいですね。でないと、それこそ県民は誤解しますよ。

(事務局(精神保健推進室長))

今回の審議会につきましても、議事の要旨を掲載するわけですが、岡崎委員からお話がありましたように、資料からも除いてしまうと、県民の皆さんは分からないということになりますので、資料としましては今日、御提出させていただいている形でホームページに掲載をし、議事要旨の中にきちんと結論について記載をさせていただきたいというふうに思います。

(岡崎委員)

それで結構だと思いますけれども、前回の第4回の議事要旨が一月ぐらい経とうとしているが出ていない。つまりこの第5回の議事要旨も1か月もかかってやっと出るのであれば、その1か月の間はホームページを見た県民は間違った情報しか得ることができないですよ。ですから、これはもう可及的速やかに、大変でしょうけれども、議事要旨は作成をしていただきたいということが一つ。それからこの(1)の進め方ということについて、もう一つあるんですけれども、先ほど来、この撤回された資料の中にも諮問があるないってような場合分けがされていたりして、この審議会に、そもそも諮問をされているのかどうかということ、前々回、知事が自ら御出席になった時も、確か私が冒頭に近いところだったか、諮問はされてないですよって言うふうに確認をしました。そうしましたら知事の方からこれは第3回のそれこそ議事要旨の中から拾ったんですけども、こういう御発言をされました。中略しますけれども、「これに限らず政策をどうするかということについて、この審議会のみならず、どの審議会に対しましても、そういったことを諮問したことは過去18年ございません」というふうに、かなり語気を強めておっしゃった。志賀部長もちろん御記憶だと思いますけれども、これは議事録にちゃんと残っている。それを伺いまして、私、相当これはどうかなって思ったんですけれども、反論するエビデンスが、その時にはございませんでしたので、そのまま会を終わりました。その後いろいろ私なりに調べまして分かったことがあります。宮城県にはいわゆる法定設置の審議会だけで40近くありますよね。県のホームページにありますから見てみました。議事録はどれもちゃんと載っています。議事要旨っていうんですかね。その中で私どもの審議会に比較的近い議題を取り扱っている県の医療審議会っていうのがございます。これ、実は岩館委員が、今日ウェブで参加しておられる岩館委員が発見してくださったんですけれども、比較的最近、第七次宮城県地域医療計画の策定で、それまでの経過の表というのが県のホームページに公表されています。で、その中を読みますと、その経過表の中に平成29年11月28日、第2回宮城県医療審議会(地域医療計画について諮問)とあります。それから数か月後の平成30年2月26日、宮城県医療審議会からの答申(地域医療

計画について)と明記をされています。これ、明らかに諮問されて、それを受けて審議会が答申をしたということですよね。その他、これ私たまたま気がついたんですけども、まったく畑違いですが、県の環境審議会っていうのがございますね。で、その議事録をずっと拝見していましたら、議長をやっておられる吉岡会長の発言ということで、次のようになります。「本日の議題として審議事項一件が予定されてございます。審議事項①令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画についてでございます。こちらにつきましても、今年の1月に知事から諮問がございまして云々、本日はこの審議会でご審議いただきまして、答申を行うという流れでございます。」このように議長の会長がおっしゃっておられて、それで議事が進んで、最後に県の提案された通りに答申しましょうということで終わっている。この環境審議会の議事録では、この会だけではなくて、いろんな会にですね、知事から諮問を受けました。それについて御審議ください、我々としてはそのまますその通りに答申をしますというようなことが明記されている。このようにですね、知事が特定の課題を審議会に諮問し、審議会が答申をするというプロセスは、非常に普通に行われているわけですよ。それにもかかわらず、ここの審議会では知事があろうことか、こんなことこの18年やったことがないですというふうに、強い口調でおっしゃった。これはですね、事実でない内容を含んだ発言を知事がされているということになります。誤解を招く発言ではなくて、事実ではない発言をされたということです。これはね、やっぱり当時の知事の語気の強さからいっても、我々審議会の萎縮させるために行った悪質な恫喝であるというふうに捉えられても仕方がないと思いますね。今日は、知事が来られてないから、そういう場で志賀部長さんは、自分は知事ではないので、知事の御発言自体についてどうこう言いませんというふうにおっしゃるでしょうけども、志賀部長さんどうですか。

(事務局(保健福祉部長))

まず室長がお答えします。

(事務局(精神保健推進室長))

諮問についてということですが、お話の中に出ました。医療審議会等、環境審議会、それぞれ、先ほど撤回しました資料の中にも記載しておりますが、法律に規定があるものについて諮問がなされるというのは一般的な形になっております。医療審議会につきましても、医療計画は医療法の方に記載がございまして、審議会の意見を聞くことという規定がございまして、それに基づいて諮問がなされています。また、環境の方につきましては、こちらは水質汚濁防止法で、そういったものを作成する場合には、これも同じく環境審議会の意見を聞くことというようなことになっており、そういった法律に基づいて諮問がなされるというのが一般的なものであるということでございます。

(事務局(保健福祉部長))

その上で、知事が発言したのは、村上室長が申し上げました通り、今回の精神医療センターの移転そのものは何法に基づいてという意見ではなく、まさに一般の県の政策そのものについて、どうあるべきかといったことを検討して、今最中でございますけれども、そういった政策、一般的な政策の有無、善し悪しとか、そういったことについてどうしようかという形で諮問したことはない、知事の御記憶の範囲内で、それをおっしゃったんだということだと思います。

(岡崎委員)

知事のその時の発言からはそう読み取れないし、そうはおっしゃっていないですね。法律に基づいての事項を諮問するんだと。そのぐらいのことは私も存じ上げてますけれども。知事あの時のこの場での発言はそんな解釈をさせるような内容の発言ではなかった。

(草場委員)

関連質問。

(富田会長)

県から一回・・・

(草場委員)

今のを答えいただく前に、私が話した方が時間節約になります。質問させてください。私は知事に対して、この審議会の意義を御説明した記憶があります。障害者権利条約の条項までは引きませんでしたけれども、今日は引きます。四条三項に締約国はこの条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題については、他の意思決定過程において障害者(障害のある児童を含む)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させるという条約があります。これに基づいて障害者基本法もあります。この審議会は、審議会設置条例に基づいて設置されているものではありませんけれども、この条約ができたことによって、まさにここにおられる黒川委員、我妻委員のように、当事者、そしてお医者様方、福祉関係者は物言えぬ障害者の方の代弁者としてここに来ているわけです。ですから、障害者権利条約と基本法に基づいて、この審議会が運営されているので、法律上必置とされている審議会と同じだと、だから、知事がここの意見を聞かないのはダメですよってことをそういう趣旨のことは申し上げました。その上で岡崎委員がさっき御指摘になったように、今まで諮問したことがないという発言があったわけです。そして、諮問したことがないという発言だけされたわけではありませんよ。皆さんの意見がどうあろうと、私は公約を実現するんだということ

何度も繰り返された。それと合わせると、私たちはやっぱり挑発を受けたと挑戦を受けたというふうに、高階先生が御指摘があったような印象を受けたので、皆さんが反発したという結果です。そしてその状況は今も変わってないんですよ。それについて知事は修正されてないですよ。修正されるんですか。されるならここに来て修正するとだけおっしゃってお帰りになられたらいいと思います。恫喝と受け取られたらそれは間違い、そのつもりはありませんでしたっていうのは良い言い訳とは思いませんけれども、少なくとも私たちは恫喝と受け取っているわけです。別に職員の方を責めるつもりではないので、お答えは要りませんが、むしろ会長にお尋ねしたい。今みたいな状況を踏まえて、今日の審議会をどんなふうにして終わらせるか。審議会が自分たちの代弁をしてくれているはずだということは、当事者の方々の考えです。そして、県立精神医療センターの職員の、労働組合の方が実施されたアンケートも非常によく、当事者の患者の意見を代弁されています。こういう状況の下で行われた県のアンケートは本当に誰が考えたアンケートなんでしょうか。富谷に移転することを前提に移転しても大丈夫だよっていう話までくっつけて、アンケートを何人かに実施されて、そこでまた混乱を起こしている。何度も繰り返し申し上げますが、当事者を混乱させている状況を一旦白紙に戻すために、少なくとも8月31日までの時点に戻すということを、この審議会が意見具申していただきたいというふうに思います。このまま公募の説明をするということは、患者に対してどんなメッセージになるかという、富田移転をこのままやるのか、今まで皆さんの意見を聞くか、どうあろうとも公約実現しますというこの知事の宣言が生きたままになってしまうんですよ。そうではありません。審議会の意見を踏まえて、一旦公募の前に話を戻しますと。それは最低限、意見具申できるのではないのでしょうか。すべきだと思います。

(富田会長)

公募案についてしっかり審議をして、公募に問題があるとしたら、このような理由で公募に問題があるということを明確に示す必要があると思います。

(草場委員)

じゃあ、当事者の方の意見を聞いてみてください。

(富田会長)

はい、黒川委員。

(黒川委員)

宮家連、仙台みどり会の黒川です。これまでも同じことを繰り返し、ここで主張させていただいています。精神科に通う私たち家族の当事者の皆さんたち、非常に変化に対して弱い皆さんたちなんですよ。なので、今、それぞれの病院に通われて、月1回、2回と

か通われて、そして作業場に通ったり、日中送られているんですけども、私の場合は、亡き母が当事者でしたので、そういう変化に弱いということはとても実感しております。なので、私たちは、私個人もそうですし、家族会としても、宮家連それから仙台の家族会としても、私たちは名取の精神医療センターの移転には反対です。これまで通り名取に新しく造っていただいて、名取にあるそれぞれの地域の包括ケアシステム、グループホームだったり、精神科の訪問看護センターだったり、そういうところへ様々利用しながらですね、これまでと同じような生活を普段通り送っていただければいいなっていうことを思っております。本当に繰り返しです。私は精神医療センターの富谷移転、それから民間への移行とか、そういうあたりは反対します。

(事務局(保健福祉部長))

障害者権利条約との関係性につきましては、9月の審議会でたくさん質問頂戴し、お答えをしてきたところでございますが、その答えの要旨は、現状まだ意思形成過程の真っ最中そのものでございますので、その過程において障害者の皆さんの意見をアンケートの形もしかり、訪問してヒアリングの形もしかり、意見を聴取し、まさに、そういった過程により検討を進めてきているといったことでございますので、条約の趣旨に反しているといったことではないといった趣旨で御回答を申し上げているところです。その中で、公募の案につきましては、5月の時点で先ほど富田会長の話でもありましたけども、まずもって最初は富谷に移ってしまうという話なんであれば、名取の方の診療体制に穴が開くといったこと、富谷に通うのはなかなか難しい、できない、また、急性増悪の症状が出た時に、富谷でどうやって搬送するんだといったような具体的な心配、不安の声をたくさん頂戴しました。当初は、日赤とがんセンターの再編による新しい病院の中に、精神科の外来を設け、またデイケアでありますとか、訪問看護サービスにつきましては、民間との協力関係をしっかりと構築しながら検討して、責任を持って体制を構築してまいりますという方針で臨んでまいりたいといった趣旨の説明をしておりましたけれども、それでは十分対応できない、不安だといった声が多々ございました。そういったことも踏まえまして、新たに公募といった形で公的性質を帯びた民間病院を名取に誘致するといった形でどうだろうか。公募の要件につきましては、公的性質をしっかりと担保するために、要項において明確化して、そういった形の中で審査を経て、さらに、これは医療法の特例措置に基づく措置になりますので、最終的には大臣の協議・同意が得られないといけないといったハードルも重なります。そういった二重三重のハードルをしっかりと、審議の上で重ねていった上で、公募になるといったことになりましたならば、皆さんの期待に沿えるようなしっかりとした体制が構築できるのではないかとといったような、御提案を差し上げたところでございます。まさに我々といたしましては患者の皆様、その他の皆さんから頂戴した意見にしっかりと耳を傾け、それに対応する案として御提示申し上げたものでございます。ただ、その提示の仕方が唐突であった、あるいはその過程において十分な議論がなされていなかった

たのではないかといった御指摘については、重く受け止めまして、そういったことが不安に思われていることになりますのでは、そういったことはまさに今後の検討の際に改めていかなきゃいけないだろうといったこともありまして、患者様の皆様に、角藤院長の了承のもと、病院に訪れている患者さんに直接お話を聞く機会を設けさせていただくというアンケート調査をやらせていただいたといったことをございます。その結果については、後ほど説明する時間を頂戴できればと思っておりますけれども、やはり多数の方が不安をお持ちだといった現状、そしてその上で、仮に公募案といったことについては、どういった認識があるか、あるいはどういった中身だということをお聞きしたところの結果が取りまとまってございますので、我々としてはこういったことから積み重ねていくことによって、十分、条例、あるいは障害者基本法の趣旨にかなった対策を取っていけるものというふうに考えております。

(高階委員)

今の志賀部長のお話で、我々の考えということと県が考えていることは、そもそも根本的に違うってということが明確になったと思います。我々条約違反と指摘している部分は最初の部分です。移転の是非について一切、患者さんとか関係団体、黒川さんのところの団体の意見を聞かないで、いきなり移転ということを出してきた。それを既成事実として、その上にいくら患者の意見を聞いているんだということを積み上げていったとしても、そもそもの部分がボタンの掛け違いになっている以上、その後のボタンが合っていくわけではないんですよ。権利条約違反って患者さんの意見を聞いてないプランを立てる以上、これはやっぱり成り立たないんだと思います。知事は時計の針を戻すようなことはしないというのは最初のうち言ってますけれども、結局そういうところを丁寧に患者さんたちに説明していないために時計が進んでないわけですよ。同じことを、県の方は毎回毎回繰り返しているわけで、丁寧な説明というところは、やっぱり元に戻って、そこを患者さんたちに話をして、患者さんの意見を聞くっていうところになるんじゃないでしょうか。それを抜きにして、いかに患者さんの話を聞いてみます、そしてまたアンケートをとって、新しい病院ができたなら、かかっている先生がここに残るから、ここで治療を受けられますよってような誘導的な質問をして答えを得たとしても、誰もそれを信用しないと思います。

(草場委員)

高階先生の意見に賛成なんですけれども、志賀部長のお答えの冒頭に、今も意思決定過程の中にあるんだと。だから、権利条約に違反しないんだという趣旨の話が冒頭にありました。今も意思決定過程の中にあるんだと、富谷移転も一つの案であって、名取などの建て替えも平等に案としてあるんで、それが意思決定過程の中にあるんだというのであれば、私はなるほどっていうふうに思います。それなら遅きに失したけれども、権利条約の趣旨に

則って、この審議会が開かれて議論をされてるんだなというふうに思うことができます。会長、そのようにまとめていただけますか？

(富田会長)

最初からそのような認識でおります。

(草場委員)

それ大事なとこなので。そうすると富谷移転は既定路線ではなくて、富谷、名取は三案とか四案ありますが、それをこう平等に乗せて議論をするんだと、それが審議会の役割なんだっていうふうに、会長としてのまとめでいいですか。それ私なんか喋ってあれですけど、皆さんの意見も聞いていただきながら、会長のまとめをやっていただきたい。

(富田会長)

それがいいか悪いかは別にして、県は、これまでの流れとしては、富谷移転、それから日赤・がんセンター統合による新病院への精神科設置案と転々として、現在は民間精神科病院と官民連携案ということ提案して来ているわけですけども、これは当然、その計画に決定的な誤りとか、問題点があれば、取り下げたりとか、修正したりということは富谷移転も含めて、起こり得ることではないかということは前提としてあると思います。それからこの審議会としては、委員の複数の方が名取での立て替え案を計画して、対案として出しているわけで、それについて審議会として、これこれこういう理由で、妥当だということ、県に具申するということは、とるべき方針の一つとしてあると思います。とりあえず、県は現計画を提案してきている状況ですので、それについてはしっかり説明をお聞きした上で、問題点を整理して、県に意見するということが審議会として必要だと思います。

(原委員)

今問題にしているのは、政策の立案の段階で、既に権利条約、これに則った調査、あるいは聞き取り、あるいはその政策の論理議論の過程、こういうことをやってない。そういう上で作られた政策は有効か無効かということですよ。私たちは無効だっていうふうに思っているわけです。そこがまず第一番目となりますね。さっき私が言ったように、3病院から急に4病院だった3病院の問題に関しても、結局は全部専門家たちが議論しているんですよ。あり方検討委員会やっていますね。委員見るとみんな医者ですよ。そうですね。それから名取のあり方検討委員会も医者ですよ。他の委員いませんよね。法律家いますか。いませんね。がんセンターの検討委員会は患者さんの代表いますか。いませんね。全部医者ですよ。名取もそうですよ。ということは、あり方検討委員会自体がもうすでに患者さんの意見、あるいは家族の意見、それから地域の意見、こういうことは反

映してないってことなんです。そこが原点なんです。だから私たちはまずその案は撤回されなければならないというふうに思ってるわけなんです。そここのところは原点なんで、高階先生がおっしゃったように、いくら議論してもボタンが掛け合うはずがないんですよ。だからそここのところを富田先生ははっきりさせて、この議論の中のきちっとしたその経過も含めて、審議会に提案するなり出すなりということを書いてもらわないと。県が黒塗りの、なんだか分からないですけど、情報公開を出されても、我々としてはなんともならないですね。姉齒委員が、富谷との合築の問題に対する検討の資料を出すように申し立てもしてはいますが、それも11月の何日でしたか、いい加減遅い時間にですよ。決して議論の役に立つような情報公開してないので、丁寧でもなんでもないんですよ。あなたたちがやっていることは、そここのところをはっきりさせてもらわないと私たちは納得できません。今のことにお答えください。志賀部長。

(事務局(保健福祉部長))

これまでの経過につきましては、遠藤課長から先ほど申し上げた通り、どういった形で誰がどういった発言をしたかといった、つまびらかな中身については、明らかにすることができない、これはまさに情報公開条例の規定に則っての対応だといったことで、開示請求をいただいた時も、大変申し訳ないながら、黒塗りで対応したといったことをお答え申し上げたところでございます。3病院から4病院になった経過のところにつきましては、様々な議論があったということは私も承知してございますけれども、そちらについては、どういった形かということにつきましては、先ほど申し上げた通りの対応とせざるを得ない部分があるといったことで、申し上げざるを得ない部分がございます。色々な診療科の組み合わせ、日赤さんと労災病院さん、あるいは現状に至ってみれば、日赤と精神医療センターの組み合わせがどうかという、新たな御提案と受け止めてもよろしいかもしれませんけれども、それにつきましては、名取の土地はやはり合築という形、それぞれ並立という形をとらざるを得ないということになると、土地のキャパ上は十分足りないのであるといったこと、富谷の土地では十分足りるといったことがあるかもしれません。当時、そういったことが話がなされたかどうかについては、申し上げることはできませんけれども、現状としては、御提案についてはそういった話だということはお聞き上げられます。

先ほど来、アンケート調査についていろんな発言ございましたので、アンケート調査の携わったものからそれについて一言申し上げます。

(草場委員)

待ってください。先に質問が。

(富田会長)

では、草場委員。

(草場委員)

さっき、富田会長がまとめられた中身をもう一度確認をする必要があるかなと思います。富谷移転が既定路線ではないという理解でいいんですね。意思決定過程の中で、県が富谷案を出してきたんだという理解を会長としてされているということですか？原先生はそれでもダメだと、富谷移転について意見を聞いてないっていう欠点があるよという話ですが、とりあえずは富谷移転を県が出して来ているけども、それはまだ意思決定過程の中にあるんであって、名取の中での建て替えと平等の扱いだというふうに、会長はお考えになっているんですか？もし、そう考えてるんだしたら、むしろその議論をすべきではないですか？そして富谷になぜ移転するか、誰がいつ、どこで決めたかについて説明を拒否されているわけですよ、県は。どこまで説明するかについて、今日明言されました。要するに、あり方検討会までしか戻れないんですよ。令和二年の。それ以降は公的文書で富谷に移転するっていうことは、どこにも書いてなくて、突然出てきているわけです。これは皆さんが認められていることですよ。そして、その過程について説明をしませんと、今日はっきり明言されていますから。それ会長お認めになるでしょう。

(富田会長)

その事実は認めます。

(草場委員)

そこが出ないとですね、そこにどういう欠陥があるかっていうことを、私たちどんな議論をすればいいんですか？その議論をするために、原先生はその中身を明らかにしろと言ってるんですよ。私たちは、どこが、誰がという細かい話をどうしたかじゃなくて、いつ富谷が、どういう理由でいいですっていう風になったか、それが分かる資料を出しなさいと言ってるんですよ。遠藤さん、同じ質問を、志賀さんも繰り返さないでくださいね。時間の無駄だから。あり方検討会について、前回私は、あれは地域の問題が書いてないですよって言ったら、志賀さんが公権的な解釈があるかのように、それは書いてますみたいなことおっしゃったけど、その説明をしないでくださいね。志賀さんには、あり方検討会の文章を解釈する権限はありませんよ。もし違うという僕たちの理解が間違っているなら、その時に参加された先生方が仰ればいいことです。いいですか、もう一回言います。あり方検討会が令和二年に出されて、今日、原先生がまとめられた資料の中に、令和三年になって突然、県立医療センターの移転が出てくる。そこは、どこでどうして出てきたかっていう議論が説明がない中で、私たちは何を議論しましょうか、会長。どういうふうに議論しますか、これ。説明しないと明言されているわけですよ、そこは。

(富田会長)

ではよろしいですか、私のほうから。富谷移転案を建替えの実施主体である県が提案してきていると状況はある訳です。その案が立案された経緯が分からない状況でも、その富谷移転案が問題であるということがあるから、反対してるわけですよね。であれば、審議会として、何が問題なのかということを確認にする必要はあると思います。そうしないと、草場委員や原委員は、このことに精通されているので、当然かと思われるかも知れませんが、県民一般の方は十分に分からないと思います。何が問題なのかをしっかりと説明する必要があると思います。

(原委員)

今、県民一般の方が分からないと仰いましたけれども、分からないですよ。だって説明しない、拒否してる。これじゃあ、分かりようがないじゃないですか。これで分かれというのは、どういうことですか。

(草場委員)

県民の方が分からないのは、なぜ知事がそこまでして富谷にこだわるのかが分からない。

(富田会長)

それも確かに分からないと思いますが、審議会が何故反対しているのかということについても、説明する必要があると思います。

(原委員)

それは説明してますよね。

(富田会長)

今の状況を踏まえた上で、明確に分かるように、具申という形でまとめて提出する必要があると思います。

(草場委員)

そうか、なるほどね。

(事務局 (保健福祉部長))

すみません。なぜ富谷にといったところについては、これまでも御説明してまいりましたし、改めてというのであれば、申し上げますけれども、あり方検討委員会というのは令和元年でございますけれども、取りまとまりました。様々な立地の条件等についても懸念された通りでございます。その時点では、その前の時に、例えば、がんセンターの隣接地についてはどうだといったことについて検討し、それは諸般の事情により断念したといった経過が

あった上で、あり方検討会で立地の要件等が示されたということ。それに適う土地は、その時点では現状具体的などころはない、なかったといったところでございまして、その後、富谷市の方から、こういった土地があるといった御提案が具体的に出されてきたといったことをございます。それはキャパ的にも十分対応でき、造成も終わっている、早期に建替えが可能だといった条件にも適う、大変ありがたい土地だったといったことをございますので、その提案について非常にありがたいものと受け止め、富谷移転について、前向きに検討してきたといったことがここに至っていたことをございます。その過程で反論として頂戴した名取市内の移転が叶わないのかといったこと、様々な御提案を具体的にいただきました。それにつきましては、本日の議題の中で検討して、お答えを用意し、事前に皆様にお配りしているかと思っておりますが、そういった形で、その県としての考え方を用意してございます。ですので、草場委員に再三指摘されている通り、まずもって富谷の移転と名取案について審議会として両論の方をしっかりと県民にかける形でやっていくことといったことを検討していくということについては、当然その通りだと思いますし、それで結構だと思いますが、我々としてはそれに対するお答えをまず用意してまいりましたので、それが次の議題にあるといったことをございますので、その点について御理解いただければというふうに思います。

(草場委員)

議論の進め方についてですが、今、意思決定の途中にあると。しかし、その意思決定の大事なところについては、これ以上説明しませんという状況を踏まえて、今日の議論をどんな風にして今後進めていくかについて、県の答弁ではなくて、この委員の中で審議会が自立して議論するという風に議事を進行していただきたいと私は思います。

(姉齒委員)

すみません。関係ないんですけども、一時間半も経ちましたので一旦ここで休憩を入れていただくことできないでしょうか。

(富田会長)

それでは休憩を入れますかね。では、今から10分間、45分まで休憩ということをお願いします。

(岡崎委員)

休憩も動議なんですけれども、私は今日は予定された7時半を回ってしまいましたから、協議事項の(1)はともかく、相当議論したと思っておりますけども、(2)(3)については審議未了という形で継続審議っていうことで、今回はこれで打ち切るということを動議として出しますが。

(富田会長)

それだと、結局ずっと先送りになって何も進まないですよ。問題点があるのだったらあるということで、審議会として指摘するべきだと思います。

(草場委員)

休憩中にこの審議会のこの今後の議論の詰め方について、富田会長に整理いただいて、審議会の中で、私たちが与えられた役割も十分果たせるような議論の展開は、どんな風にすればいいのかっていう、そういう議論を短時間やるというのを提案します。我妻さんがお疲れだったらこれで終わりということもあり得ると思うんですけども、もし継続するのであれば、そういうふうにして今日終わるというふうにするべきだと思います。富田会長は県の説明をしていただくことにすぐこだわっておられようですが、もともとその必要はないはずですよ。むしろ名取で建替える案について検討課題に載せるなら、その話をすればいいんだよ。何回も繰り返してますから、患者さんにメッセージを送るべきですよ。この審議会として、皆さんの話を聞いて、もう一回ゼロから考えますという発信をここでやることには大きな意味があると思います。これをですね、公募の話を始めれば、患者の人たちはやっぱり私たちの意見は聞かれないで話が次にまた一歩進んだのねって思うに決まってるじゃないですか。ですから、メッセージを出しましょう。そのための残り時間を使うというふうに提案します。会長そのように、この後の時間の使い方を仕切っていただきたいと思います。

(富田会長)

建替えは県が進めている案件で、審議会としてどういう意見を具申するかということが、審議会としての役割ですよ。明確に問題があるのであれば、こういう点が問題ですということは、はっきり言わなければ、当然、県としても提案を引っ込めようがないでしょう。

(草場委員)

富田会長は今、患者の人たちが振り回されて混乱して困っているという認識はないんですね。

(富田会長)

そのような患者さんもおられるということは認識しています。

(草場委員)

私たちはそれに対して手を打つべきじゃないですか。

(富田会長)

だから審議会としてしっかりと意見をすべきだと思います。しっかりとした理由をつ

けて。

(草場委員)

公募の話に進めば、私たちの意見を聞かないでまた進むんですねってなるじゃないですかと申し上げている。

(富田会長)

審議会が議論したから公募が進むということはないですよ。審議会としては、公募が問題であるのであれば、こういうことで問題であるとか、この計画そのものがこういうことで問題であるということをしつかり説明するべきであって、その辺をずっと保留し続けるということは、本来行うべき審議会としての意見表明をできてないということですよ。第3回からその審議が止まっているわけですから。

(草場委員)

私は公募は撤回するっていうメッセージは有効なメッセージだという風にさっきから申し上げてるじゃないですか。

(富田会長)

大森副部長。

(事務局(保健福祉部副部長))

はい、すいません。協議事項として準備してます(2)というのが、岩館委員及び原委員からの提案に対する県の回答になっております。各委員から御提案いただいた内容について、御議論いただければ是非検討いただきたいと思います。

(岡崎委員)

私の動議はどう扱われるのでしょうか。

(草場委員)

動議の処理が先です。

(富田会長)

岡崎委員、なんと仰いました。

(岡崎委員)

今日の次第の協議事項の中の(1)はともかく、(2)(3)については、ほぼ議論に入っ

ていないですから、まるごと審議未了として継続審議とする。

(富田会長)

それは休憩を挟んでということですか。

(岡崎委員)

今日はこれで散開。

(富田会長)

継続というのは、それだと、審議はいつ行うのでしょうか。

(岡崎委員)

それはこれから考えるわけですよ。

(富田会長)

審議するために今集まっているわけで、この場で審議しなくて、いつ継続するのですか。

(草場委員)

日程調整されたらいいじゃないですか。

(富田会長)

審議するために日程調整して、ここに集まってるわけですので、審議するのだったら今するべきではないでしょうか。

(草場委員)

新しい議論になったじゃないですか。議論に応じて、議事を進めていくと。決まり事を私たち走ってるんじゃないで、いろんな議論をしながら新しい展開があつて、じゃあこうしましょうっていうことをやりましょうと言っているわけです。あらかじめ敷かれたレールで行こうとされるから、私の話を混乱されているかもしれませんが、今日は明らかに議論の進展があつたじゃないですか。

(富田会長)

敷かれたレールというのはないです。

(草場委員)

ないですか。ないんだったら、さっきのやっぱり私の展開が間違ってるし。新しい議論の

展開がないとお考えですか。意思決定過程にあるというふうに、富谷移転の意思決定過程にあるんだっていうことをおっしゃったんで、そしたらそこからまた意見聞かないとダメじゃないですかっていうのを言ってます。

(富田会長)

いや、それは当然のことです。県が富谷移転を計画していても、それがうまくいかないということはあり得るわけで、それは今、当然オンゴーイングで進行していることなわけですよ。それわざわざ言うまでもないことだと思います。

(草場委員)

皆さんの審議会の総意で選ばれた方なので、この進め方、どのようにするべきか本当に意見聞いてから、会長の意見もまとめていただきたいと思います。県が出してきたものを前提にお考えになっているようですが、私さっきから申し上げてるように、この8月31日以降、特に患者の方々が混乱している状態にあるんだから、審議会としてメッセージを出しましょう。公募は中止っていうふうにいったん中止してメッセージを出すことがとても大事じゃないかと思って提案してるんですよ。これについてまず、再開は皆さんの意見を聞いていただきたいと思います。公募の話が続けばですね、やっぱり審議会も私たちの話を聞かないまま次に行くと、また一歩先に行ってしまったと、富谷の方になってしまわないですかって言ってんです。同じこと何度も言ってお恥ずかしい気持ちがありますが、大事なところなのでもう何度も言います。

(富田会長)

だから、県から説明していただいた上で、問題があるのであれば何が問題なのかということを確認した上で、「中止するべき」というなら「中止するべき」ということを意見するべきだと思います。

(草場委員)

この後、県が実施されたアンケートのことにも触れられるようですが、もしその話題に入ったら私申し上げたいことはたくさんありすぎて、議論、進まないと思います。誰がどんなふうにアンケートの内容を決めたのか。お医者さんが付いていくから大丈夫だよって言ったか言わないか。それから申し訳ないですけど、角藤先生、それをお許しになったんですかということも聞かないといけなくなります。時間はたくさんかかりますので、今日はもし続けるなら、公募は中止という意見具申をする。もし続けないなら全て継続審議、この二つしかないんじゃないかと思います。

(富田会長)

大森副部長。

(事務局 (保健福祉部副部長))

先ほどから県のアンケートに対して、誤解を生じる発言が多々ございましたので、そこだけは訂正させていただきます。全体の説明はいたしませんけれども、参考資料3の方に当日お配りしましたアンケートのお願いというカラー両面の資料がついております。

(岡崎委員)

いや、次回そこからきちっと聞こうっていうのが私の提案、動議なんですよ。

(事務局 (保健福祉部副部長))

この内容について説明をいたしておりますので、主治医が必ず付いてくるからとかそういう説明をしておりませんので、このことだけは申し上げさせていただきます。

(草場委員)

分かりました。じゃあ、次回証言を突き合わせしましょう。ただ、時間かかるんですよ。この問題とても大事な問題です。

(岡崎委員)

かかると思いますよ。

(富田会長)

でもあれですね。

(草場委員)

動議を処理しましょう。えっと、休憩の動議と、今日これで終わりをする動議二つで。この動議が二つ出てる状態で、動議についてどう考えるかを皆さんが意見する。この手続きをやっていただきます。

(富田会長)

ここで終了する場合、審議会としては、とにかく、もうこれ以上の審議を保留するということですよ。

(岡崎委員)

継続審議と申し上げている。

(富田会長)

本日の議題について、参加していただいている皆様御意見があると思います。この動議について、今日のディスカッションを踏まえて、御出席の方から一言ずつ御意見をいただければと思いますが、我妻委員から御意見伺ってもよろしいでしょうか。一旦審議を、ここで中断して、今後の継続審議にするということで、今日は閉会するという動議についての御意見と、今日の議論全体を通しての御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

(我妻委員)

すみません、私、白石から我妻と申しますが、何回も出席させていただいておりますけれども、精神保健福祉審議会というのは、何のためにあるんでしょうね。立ち返ってもらいたいんですけども。人をね、敬っていますか。どんな人でも同じ人間だってことを私は思うんです。例えば村井知事であろうが、岸田総理大臣だろうが、そういう名誉、地位とかお金があるとかないとか関係なく、そういうふうな同じ人間として、老若男女関わりなく、人間としてどう生きるかと言いますか、私、今70歳なんですけども、私、26歳の誕生日に初めてと言いますか、一回一年間入院しました。その時、私は、本当にもう死ぬことを覚悟しました。本当に首を吊ろうと思いました。ただ、この時に36歳、個人的なことなんですけども、36歳ぐらいの女の方が、話しかけてきて、中学生の時から15年も20年目も入院している人がいるんですよって言われたんですね。で、その方もうつ病で、旦那さんに暴力を受けて、子供は3人もいて別れたそうです。それを聞かせられて、私も一生入院してれば少し良くなるかなと思って、その病院に一年入院したわけなんです。それで、その人のおかげで今の女房と一緒にになったわけなんですけども、一緒に入院していた今の女房と一緒にになったわけなんですけども。(私がむつおで女房がむつこなんです。まったくむつおに、むつこなんです。みんなから面白がられます。ごめんなさい。個人的なこと。) というか、このままで審議会が終わるとするのは、ほとんど何も意味がないと思います。今後どうするかと言いますか、審議会のあり方と言いますか、一方的なそういう決め方じゃなくて、やっぱり当事者の声、当事者の考え、どういうふうにすれば当事者と言いますか、その皆が、生きやすい社会を作れるか、幸せになれるかそこだと思えます。私は一応、哲学は勉強しましたがけども、やっぱりただの学者とかそういうふうな地位とか名誉とか金とか関係ありません。だけどやっぱりどこまでも、希望を持って生きなきゃ駄目だと思います。やっぱりどんな人だってみんな同じ人間です。そこを原点にして、もし闇の中であれば、自分は光になっていきたいと思えます。以上です。

(富田会長)

そうですね。ありがとうございます。時間の限り、審議を尽くすべきではないかというご意見と承りました。ありがとうございます。姉齒委員、お願いできますでしょうか。

(姉齒委員)

多分、今日で結論が出る話ではないだろうとは思いますが、ただ、せっかく時間もまだ皆さんあるかと思しますので、もう少しやってもいいのかなって気持ちがあります。で、本日の審議会に参加して思うのは、やはり先ほど原委員もおっしゃっていましたが、富谷移転というのがとても唐突に出てきた感じがあります。それまでは三病院という話であったのが突然9月になったら四病院になって、それが知事の選挙の公約になって、10月に知事選っていうふうな唐突な流れに見えるんですね。新病院を誘致してまで、なんで富谷に合築を進めなければいけないのかってというのが、未だに腑に落ちないところがあって。本当に単純に考えちゃうと、名取と富谷で手を挙げたと、病院が三つしかないから、それを分けると、二と一になってしまっって、どこかもう一つくっつけないといけないんじゃないかっていうので、それで県立精神医療センターをね、「そうだ、あそこは建て替えなきゃいけないから、あれをくっつけばいいんだ！」みたいな発想になったんじゃないかって思うんですよ。これは私だけじゃなくて、周りの人でも、同じことをおっしゃる方たちがいるので、是非その疑念は払拭していただきたい。それから、医療として、精神科医療、福祉も含めてですけれども、薬を出したりね、切ったり、貼ったりすればそれでいいというものではなくて、すごく丁寧に丁寧に人間関係を作って、長い時間をかけて、やっていくものであるというふうに、私自身は思っているんですけれども、移転することになると、どうもその関係構築の継続性という意味でもスッキリしない。そういったモヤモヤが私自身にはあって、とても賛成できないところですね、県の提案に対して。あともう一つはですね。本日もいらっしゃってますけれども、ユーザーズアクションの方々为本日の資料のところにもありますが、公開の場で、ぜひ話合いをしたいと。これってすごく大切なことだと思っていて、ぜひ、移転合築という話とか公募とかね、そういう話を進める前に、まずその公開での話合いを、この場を使ってもいいと思うんですけれども、できないものかと思っております。以上です。

(富田委員)

ありがとうございます。紙面の順番で、今日WEBで入られている岩館委員、よろしいでしょうか。ちょっと、2の議題には踏み込めていない状況ですが。

(岩館委員)

一昨日退院したばかりで、自宅療養中なものですから、WEBで参加させていただきました。今日の審議会ですけど、事前の資料がものすごく膨大だったので、この一時間半で、終わるとは思ってなかったんですね。なので、どのみち継続せざるを得ないのかなと思っております。ここで延長しても、多分継続は避けられないと思います。それから、宮精協のホームページを見ていただければと思うんですが、宮精協は県の計画については反対の意見を表明しているし、その理由についても書いているつもりです。3病院が4病院になって。突然精神医療センターが入ったのはやっぱ分かんないですよ。それが分からないまま議論し

ていても、平行線のままなんだろうなという気はしています。それから再編統合と言うんですけど、東北労災病院と精神医療センターの合築というのは、別に再編でも統合でもないですよ。再編というのは、人口が減ってきて、例えば内科の病床が多すぎるから、二つ合わせてトータルで内科の病床を減らしましょうという、そういう意味があるわけですけど、そもそも東北労災病院と精神医療センターでは被る診療科がないから。これは再編に当たらないですよ。将来的な統合もあり得ないですよ、県立病院は県立病院ですから。4病院再編と言うんだけど、がんセンターと日赤は再編統合でいいのかもしれないけれども、東北労災病院と精神医療センターは、これは再編でも統合でもなくて、ただの合築という、ただ、隣り合わせになるというだけの話だと思います。合築のメリットとして身体合併症の話が出てますけど、はたしてそれがどこまで実効性があるのか詰めて議論するべきではないかなとは思っています。長くなるので詳しくは宮精協のホームページを読んでいただければと思います。今日延長する、終わらせるかは、私はどちらでもいいんですけど、ただどっちにしても今日では終わらない話だと思います。以上です。

(富田会長)

ありがとうございます。確かに詰めて議論すべき点は大きく残していると思います。大木委員お願いします。

(大木委員)

今日の予定時間がこの7時半までというふうにかかれてるので、すでにかなり過ぎています。おそらくこの内容だと、皆さんおっしゃったみたいに今日では終わらないと思うので、次回にしてもいいのかなというふうに個人的には思っています。今日の今までのお話で、どうしても富谷移転というのが前提で進んでいるという印象がある。どうしても印象があって、そこがやっぱりこう拭えない感じがすごくあるんですよ。で、分からないところが多すぎるというか、そこがやっぱり納得して進めないっていうのはすごく感じていて、もやもやしながら、参加しているという感じなんですよ。毎回そんな感じがあって。だからこうスッキリしてスッと進めない感じがこうあるなっていうふうに毎回参加しながら思っています。その丁寧な説明というのが、やはりその私たちに分かるように御説明していただけるのが一番、こうしっくりきて、それについて議論できると思うんですけど、そこがなかなか明瞭ではないので、どうしても滞ってしまったのがあるのかなと思いました。以上です。

(富田会長)

小原委員お願いします。

(小原委員)

そうですね。この段になって、先ほどの草場委員と会長の、富合移転とその他の案は並列

だっていう理解を確認したと思うんですけども、まだそういった議論として印象はなかなか受けないなっていうところがあって、その審議会と県の方での議論の流れがかみ合っていない感じっていうのが、やはりずっと続いているので、そこはなんとかしてほしいな、してもらいたいなというところが、実感としてあります。ただ、あと、岩館先生も、他の先生もおっしゃったように、この二つの残りの議題を全部この時間では議論しきれないと思いますので、皆さん、前回もかなり消耗されたと思いますが、時間を区切ってというところで、議題を区切って、また次に協議事項を継続するというのが現実的かなとは私としては思います。

(富田会長)

分かりました。確認ですが、前提のところ、県は富谷移転と民間精神科病院誘致・官民連携案を提案しているので、当然その案に対して意見を求めてくるというスタンスであるのは当然だと思います。ただその民間精神科病院誘致がうまくいかなければ、日赤・がんセンターに精神科を作るという案を撤回したように、この提案も撤回されるでしょうし、富谷移転案そのものも、それがうまくいかなければ、撤回になるわけで、そういう意味では、まだいろいろな可能性はあるだろうと思います。審議会としては、今まで議論を積み重ねてきているように、少なくとも富谷移転、それから民間精神科病院誘致というのは、それで精神医療保健が保たれるのかということについて疑問が残るところで、大体多くが一致しているというところだと思います。議論がかみ合ってなくて困るのでなんとかしてほしいというのは、要するに県の方にその姿勢をなんとかしてほしいとおっしゃったのでしょうか。それとも審議会が、そういうことでは歩み寄れないので、姿勢を変えるべきではないかとおっしゃったのでしょうか。

(小原委員)

いや、どちらということでは私としてはいいですけど、ずっと平行線もままの議論が続いているというのをどうしたものなのかというのが、先程言ったように、患者さんもしかり、関係者もしかり、もちろん県の方もしかりだと思うんですが、この平行線をどうしたものかなっていうところまで、私は今意見というか感想として言いました。ただ、審議会として、具申するところをどこにするかというのは、継続審議という中で選んでいかなきゃならないのかなと思いました。

(富田会長)

その辺はもっと審議会として詰めていけばいいのではないかということですかね。ありがとうございました。角藤委員、お願いします。

(角藤委員)

色々お話したいことがありますけれども、今、小原委員、おっしゃったことはすごく大事で、黒川委員からいただいた家族会の会報ですかね、緑の会の、あれの中に重要なことが書かれてたので紹介したいのですが、建物の老朽化や設備面の問題というのは現実問題として、長年もう12年ですね、続いてまして、このまま県がこういう形で、こう強硬な態度を続けて、反対側も一步も引かず、強く反対を続けた場合には、問題や課題が長期化することで、結局一番困ったり苦しむのは当事者だということを書かれています。だから何らかの形で早期に実現、何らか現実的な方法というのを模索する必要があるんじゃないかという御意見ですよ。で、もし移転を阻止できた場合、白紙撤回できた場合にも、ただでさえ遅れている精神保健福祉の課題というのが、またそれが当然後回しになっていくんじゃないのかというようなことで、これも結局当事者が困ることになるのではないかという御意見が書かれていたのが印象的で、私もその通りだと思います。実際にここで老朽化対策の緊急動議を出していただいて、それで予算もつきそうなんですよ。それで、おかげ様で、もう少し何とかなるのかなっていう気はしてますので、それはありがたいことではあるんですけども、そのことだけではないので、やっぱり、精神科医療の機能が、非常に陳腐な状態になっていると、救急メインでやっている病院ですから、その中で隔離室とか個室が足りない状況が生じてきていますし、繰り返しになりますけど、児童思春期の病棟もワンユニットでやっていますから、そこを、児童思春期ですから、中学生高校生が約8割ですかね、入っている中で男女一緒に扱わなきゃいけない状況、性的な問題があったりとか、暴力行為が出たりとか、いろいろ、現場で職員が頑張って、なんとか未然に防ぐ形になってはいますが、色々な問題があるということも事実ですので、何とかするというような対応をお願いしたいと思います。それから、草場委員から私に直接、なんで先生は富谷移転にこだわってるのかという質問がありましたので、それに対して、文書で用意してありますが、時間もないので、今日はいいですけども。

(富田会長)

せっかくですので御発言いただけるようにお願いします。

(角藤委員)

読みます。

(富田会長)

よろしく申し上げます。長いですか。

(角藤委員)

A4一枚ぐらい。

(富田会長)

ではお願いします。

(角藤委員)

準備をしてあるんですけど。すみません。草場委員からの御質問を繰り返します。少し端折りますが、この職員アンケートに触れられていまして、これほど多くの職員が反対している中で県立精神医療センターの選出の委員として富谷移転にこだわっておられる理由についてお聞かせください、という御質問です。

(草場委員)

私の質問の中でもう少しありまして、私、弁護士の草場ですが、仙台弁護士会が私を指名してここに来ています。それぞれの母体が選出過程は違うと思うんです。それで私は角藤先生は精神科医角藤、今の職業はこうです、精神病院の、なのか、それとも機構の理事なのか、そのどういう立場で御説明されるかっていうことをはっきりした上でと思ってました。

(富田会長)

この点も含めてお願いします。

(角藤委員)

回答をまとめたものを読ませていただきますと、この審議会において、これまで私の発言の要旨というのは、「施設・設備の老朽化が著しく、精神科医療の機能面でも陳腐化しているので、早急な建て替えが必要である。」ということと、それから、「もし富谷に移転となる場合には、これまで培ってきた県南の地域精神医療・保健福祉システムが維持されるよう、県が責任を持って対応していただきたい。」ということの二点を申し上げてきました。それから、前回の9月13日の審議会では、名取市内の新たな用地の御提案。原先生とか岩舘先生からございましたので、「用地の選定に当たっては、『宮城県立精神医療センターの今後のあり方に関する報告書』で示されている三つの要件、これに合致する用地を選択すべき」ということで発言したと思います。これはですね、仙台市内でもいい土地があればそれでいいと思いますし、名取市内でももちろんいいと思いますが、この三つの要件というのが、早急に建築可能であることということと、救急搬送のアクセスが良いこと、そして、総合病院併設可能な用地、こういう所であればそれでも良いと考えております。ですから、私は富谷移転にこだわっているわけではございません。ただ、現時点では富谷の移転というのが、整備された土地が用意されていますので、最も早く確実性が高いというように思われます。それから次に選出のほうですけど、宮城県立精神医療センターは、県内唯一の公的単科精神科病院です。私は確かに当センター院長職にある委員ですけれども、県内に一つしかない公立の精神科病院の病院長ですから、全ての宮城県民の精神医療、メンタルヘルスを考えるべき

立場にあり、当然のことながら、大所高所からの発言が求められていると考えています。その見地から、当センターの新病院については、40年、50年先まで見据えた宮城県の精神科医療、これを想像しながらですね、県民の精神医療、メンタルヘルスにいかにか寄与し得るかということを考える必要があると思います。その考え方の根幹をなすのが『宮城県立精神医療センターの今後のあり方に関する報告書』、これ原先生が否定されてましたけども、私たちはそれを拠り所にしてやってきていますし、現時点での私たちのバイブルだと思っています。建て替えについても、基本的にはこの考え方に則って進められるべきと思っています。また、その中で述べられている当センターが果たすべき医療機能について、具体的には何をすべきかということをご数年かけて当センターの職員がまとめ上げたのが『当センターの果たすべき役割と今後の方向性』です。今日は配布されてないですけども、機会があれば、御一読いただければ幸いです。

(事務局 (精神保健推進室長))

配布されています。

(角藤委員)

御一読いただければ幸いです。最後になりますけれども、当センターには年間約10億円近い運営費負担金が投入されております。これは、精神科救急のですね24時間、365日体制で運用されている県の精神科救急医療体制や精神科救急相談窓口業務をはじめ、多くの政策的医療の基幹病院である、その基幹的なところを担っていることに対する正当な対価と考えております。この負担金の財源は税金である以上、全ての宮城県民に還元されるべきであり、県内唯一の県立精神科病院として、それから、全宮城県民の精神医療、メンタルヘルスについて、今後より一層の配慮が必要であると考えています。以上です。

(富田会長)

分かりました。では日下委員お願いします。

(日下委員)

私の方からもこの審議についてですね、この協議事項の内容はとても盛りだくさんというところで、今日の中で全てをとというのは難しいかと思しますので、継続審議を希望します。あわせて、当事者の方、患者さんの思いというところを考えた時に、やはり自分の慣れた地域の中で生活し続けられるというのが、とても当たり前で幸福なのではないかというのは、それは県内のどの地域においても担保されるものだと思っております。それを考えた時に、この議論というところで、その声を反映させていく役割を私たちが担っているのかなとも思いますので、この出ている資料も含めて、より丁寧に、我々も丁寧に議論を進めていく必要があるのかなというふうに思っております。

(富田会長)
草場委員は。

(草場委員)
私も継続で。

(事務局 (精神保健推進室長))
すみません。先ほど、(角藤委員の) 資料をお配りしていると申し上げましたが、事務局の手違いでお手元お配りできておりませんでしたので、後ほど配布いたします。

(富田会長)
お願いします。黒川委員、追加があれば。

(黒川委員)
私からは繰り返しになりますので、大丈夫です。

(富田会長)
審議については、継続ということですね。小松委員お願いします。

(小松委員)
私も審議については継続かなというふうに思います。意見といいますか、発言の機会をいただきましたので、日精看の宮城県支部で代表できておりますけれども、その日精看の宮城県支部の中にも、もちろん精神医療センターの看護師さんも多くいる中で、いろいろな事情とか話を聞いているところです。看護師さんの方でも、いろんな事が報道から情報を知っているという形で、もう内情が分からず、不安や不満を抱いてるということですね。その中には、県の方針に柔軟に対応してきた、そういう職員ですら、今回は反対が多数ということですね。不安が大きいのと、そしてやっぱり患者さんの不安もかなり強くなっているということでありましたので、やはりこの不安に対してどう対応していくかというところ、もう早急にした方がいいんじゃないかというふうに思っております。また、外来での患者さんの説明というのもあったということをお聞きしておりますが、2日間で入り口に窓口を設置して終わったという話を聞いております。説明を聞くために外来日を変更した患者さんもいらっしゃるということだったんですけども、2日間だけで終わってしまったので、説明を聞くことはできませんでした。そのことで、それを見ていた周りの看護師からですね、説明をしたという体をやったんじゃないかなみたいな疑問があがっている状況です。しっかりとした説明と話し合いということをお願いしたいということと、精神

医療センターの築き上げてきた医療とか、名取のコミュニティ、これを大切にしてほしいということと、あとは建て替えなり、その移転など考えるときに、得をするのが何よりも当事者、そして御家族の方に一番得をしてもらいたいと、そういうふうにしてもらうのが望ましいという意見を言っておりますので、継続して審議していきたいというふうに思っております。

(富田会長)

ありがとうございます。鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

宮城県の保健所長会を代表します鈴木です。審議に関しては継続でいいかと思えます。ただし、次の審議のスターティングポイントを明確にしてあげればと思います。あり方検討委員会の報告書がスタートなのか、3病院4病院、富谷移転がスタートなのか。もしくは公募内容からスタートするのか。そこを明記しないといたずらにこの審議会が長引くかと思えます。先ほどお話しありましたとおり、やっぱり当事者のことを考えると、できるだけ早く方向性を決めるべきだと思いますので、そこを是非お願いしたいと思います。やはり、行政から見ますと、政策医療としての精神医療センター、地域の「にも包括」もやらなくちゃいけない医療機関、この二つの機能をどのようにするのかという議論をやはりしないと、移転するかしないかというところになりますので、そこら辺に関して、ぜひ次回議論を深めて医療機関のあり方等まで深めていければ、今後の方向性が見えるかなと思いますので、よろしくお願いします。

(高階委員)

結論から言えば継続でお願いしたいと思います。このままいってもまた平行線で今日は終わるわけですから、県の方でも、その患者さんのというのは再三ここに出てるわけですが、そういうことを考えて訂正できるのは訂正していただきたいと思えますし、我々にしても、ここで代表というようなことを色々していても、本当に患者さんのリードをどれくらい我々が捉えているかという部分もありますので、そういう点でも、もう一回患者さんを中心にしての政策というのを考えていただきたいし、我々もまた患者さんを中心にしての議論というのを進めていくためには、継続という形が一番好ましいと思えます。

(西尾委員)

意見の方からですけれども、富谷移転ありきかということと言うと、この審議会の中では移転ありきで議論していないんだけれども、県の進め方とか、このスケジュールの組み方は移転ありきというふうに感じざるを得ないので、その流れとしての民間公募というのは、審議会は一線を画すべきかなと私は思います。当事者からの意見を聞いている、あるい

はアンケートしているということですが、そうであるならば、先ほど、姉齒委員も言っているように、ユーザーズアクションの方とかが知事からの説明を求めていますから、丁寧に説明をして、その意見を汲み取って、新たに色々な検討していただきたいと思います。継続かどうかということであると、ちょうど今週の金曜日に県の自立支援協議会の精神障害部会があって、そこで各圏域の「にも包括」の色々な意見も聞けるので、そういったところを持ち帰って、次の会の時に報告させていただきたいと思います。以上です。

(富田会長)

ありがとうございます。原委員も継続でいいですか。

(原委員)

継続で。

(富士原委員)

富士原です。審議会の方は皆さんおっしゃっているように、これだけたくさん内容ですので、私も継続でお願いしたいと思います。毎日、新聞を見るたび、そして議会で審議されているのを見るたびに、患者さんとか、家族の皆さんが焦っているんじゃないか、不安になっているんじゃないかというところがあって、今日もなんとなく方向性が話し合わないままでモヤモヤしているというのが、私の今の気持ちです。先ほど富谷移転と名取のところでは同等のところというようにお話でしたので、今までの富谷移転ありきではなくて、両案について今回はスタートラインをきちんとして審議ができればいいのかなと思っております。どういうところがいいのかなと思いながら、私も名取の土地の所を行ってみたり、それから富谷の第一候補のところを行ってみたりしながら、ここに建つのかなと思った時に、色々思うところもありました。精神医療センターの老朽化しているところも見ながら、もう少しもつのであれば、岩館委員さんの逆提案の、「富谷に完全移転する、→名取に外来機能を残す、→名取に入院機能も残す、→あるいは民間に移譲して精神医療センターの機能を継続させる」なら、残った方がいいんじゃないかというところがそのとおりだなと感じております。ただ、また一から、名取と富谷と同等なところで話し合いをまたできればいいのかなというふうに感じております。

(富田会長)

ありがとうございます。大半の御意見を受けてですね、継続審議ということで、県にはもう少し丁寧に意見を聞いたり、説明したりということをお願いしたいということと、次回は審議のスターティングポイントを委員の間で事前に議論し整理した上で開催できると良いと思います。

(草場委員)

色々な人の意見を聞いたふりをしているようで恐縮ですが、病院の職員組合が実施したアンケートをお渡しにくださった方、それから、患者さん、家族の方、何人かとお話して、皆さんおっしゃっているのは、この審議会が移転反対で終わったりしないでください、というのは皆さんに言われています。必ず建て替えをしてくださいと、地域を壊さない建て替えてこの審議会ですててくださいと、反対で終わらないでくださいっていうのが皆さんの願いですので、その議論を十分にさせていただきたいと思っています。

(事務局(保健福祉部長))

何点があるんですけども、一つ、3病院から4病院になった時の経過のところ、まったく説明を拒否したとか、そういった云々の話がありましたけど、私どもが申し訳ない、控えさせていただきたいというのは、いつ何時、誰がこういった発言をして、こういったことになったのかという詳らかな経過については控えさせていただきたいということでございました。その上で、概略と申しますか、3病院から4病院になった時の経過のところにつきましては、これまでも様々な機会で説明してきたつもりではあったんですけども、改めて時間を頂戴いたします。まずもって、3病院につきましては、仙台医療圏の地域医療の課題解決を目指すといったことで問題提起をなされたものでございまして、最初に3病院に、といった話が出ておりました。一方、令和元年の時点であり方検討の結果がまとめられたといったことを申し上げた通り、精神医療センターの老朽化に対する建て替えの対応については、別途、当然ながら問題提起はなされていたわけでございます。ある時点までは、並行した形で両方どうしたらいいのかという検討の俎上に乗っていたというのは我々の中ではありました。それが、一つの課題の解決策として、4病院の形でやったらどうだといったことになったといったこと。ここの経過のところ、誰が何時、どのような発言をしたのかということについては詳らかにできないといったことはお断りさせていただきますけども、地域のがんの政策医療、対応をしっかり俯瞰いたしますと、やはり北よりは南の方の病院の方が手薄な状況にあるといった現状がございますので、がんセンターは現状も名取で診療しているといったこともありますけども、そういったことで、がんセンターの機能は引き続き県南の方に置くべきである、といったことが一つ前提としてございます。また、これは原先生もおっしゃっておりまして、周産期の対応、仙台赤十字が今担っていることがありますけれども、こちらについてもやはり県南の方に引き続き機能としては残すべき、カバーしていく必要があるだろうといったことがありました。その結果、日赤とがんセンターの組み合わせが南の方で、といった提案につながっていった背景がございます。一方で労災病院は当然ながら仙台医療圏の北部に位置しておりますし、政策医療の課題解決、救急対応などといった様々な課題解決にふさわしいところ、北の方に機能は残すべきだろうといったことは当然あります。そこに精神科の精神医療センターが

何故に労災と合築といった話が最後に出てくるわけですが、これがあり方検討の中に言われておりました総合病院との身体合併症等に対応するための建設、もしくは隣接等に対応ができるようにといった形もありまして、また、精神科の救急に関しては間違いなく名取よりも富谷のほうが全県的な対応にはアクセス的にはしやすいだろうといったメリットを生じるといったこともございました。そういったことで、先ほど言ったように、がん医療、そして周産期対応の県の状況を俯瞰した時に、県南の方にそういった体制を組むためには、前提としては、がんセンターと仙台赤十字の組み合わせが適当であろうといったことで、労災は、南に持ってくるといった話ではなくて、労災は北の方に存することが望ましいのではないかとといったこと。その結果、名取の方と富谷の方に、こういった具体的な土地がありますよといった御提案が、名取市、富谷市双方から合わせ出てきたといったことがありましたので、こういった方に進めていこうといったことになった経緯もあるということがございます。これ、複数名から何故3病院から4病院になったのか分からないといったことがありましたので、概略で恐縮ですが、このような次第であったということで申し上げます。また、アンケートにつきましては、次回、また説明する機会を頂戴できるかと思いますが、一点だけ。先ほど大森も申し上げましたけれども、お手元に資料があると思いますので御覧いただきたいと思いますが、参考資料3の4ページのクエスチョンの7-5ということで、まさに民間病院を誘致することのお尋ねがございました。それに対しての主な意見がありますけれども、中立的な意見、否定的な意見の例として、先生やスタッフさんが変わってしまうことに不安がありますといったような具体的なこと、また、同じように担当の先生が変わってしまうのではメリットはないといったような否定的な意見が具体的に記述してあります。これをもってしても、先生がちゃんと来るから大丈夫ですよといった誘導尋問はしていないといったことにつながるとと思いますので、そこは誤解なきようお願いしたいと思います。最後に、角藤先生がおっしゃった通りでございまして、我々の現状の富谷に移転し、それでもって名取の方にどういったカバーをするかといった公募に関する提案でございますけれども、結果はまさに角藤先生の説明にあった通りでございます。私どももその考え方をしっかりと理解した上で、あり方検討の経過、そして現状の土地の手当ての具体性、そういったものを合わせて、加えて、皆様から頂戴した名取市内での移転案につきましては、今日説明できませんでしたが、こういった理由でもって我々としては適地としては考えられないといったような御提案を用意し、その上で、改めての御提案をしているといったことでございますので、次回の継続といったことでございますならば、そういった提案を踏まえて、今日、資料もお配りしてございますので、そういったことに十分御検討をいただいた上で、次なる機会の協議につなげていただければなというふうに思います。以上です。

(高階委員)

5月の河北新報に張替先生のインタビュー記事が確か載っていたと思うんですけど、その中で、精神科の救急は一般科の救急とは異なるので、20分30分の違いは問題にならないというような発言がありました。だから、その辺が県のおっしゃっていることとね、機構の考え方は違うんじゃないかと。まさにその通りで、一刻を争うというケースはないわけですから、そして今までの中でも北部からのアクセスは名取であろうと富谷であろうとそんなに変わらないといったような意見もありますから。救急の部分については、位置ということについては、富谷である必然性はないんだと機構も考えているんじゃないかと私は思います。

(草場委員)

私も次回に向けて言っておきたい。鈴木委員が御指摘になった、次回のスタートラインをとということでしたが、3病院から4病院になった経過がよく分からないということについて、先ほどの説明を私たちもう何度も聞いているので、それ以上の納得できるお話をいただきたいということについて、これ以上は回答しないということなので、拒絶というふうに見ざるを得ないと、私も整理を自分なりにしました。ですから、富田会長、次回のスタートラインを決める時は、今の志賀部長以上の話が出てこないんだということを前提に、次回以降の仕切りをお願いしたいと思います。

(富田会長)

そうですね。委員の皆様にもお諮りしながら、次の準備をしたいと思います。ということで、その他ということで、事務局からございますでしょうか。はい、原委員。

(原委員)

知事からのなんですか、お詫びのレターだかわかりませんが、富田先生あてに大森さんが送った文書ありますよね。その文書は今日配布されてませんが、これはありましたか。あれは私的な文書ですよ。決して県の見解ではないですよ。ああいう形で文書を送りつけるというのはどういうことなんですか。

(事務局(精神保健推進室長))

資料につきましては、原委員から御提出いただいているこちらの資料、緑色の文字で書かれている資料の4枚目にあります。

(原委員)

4枚目の資料ですね。この資料は普通は、例えば知事の発言であれば、きちんと知事の発言であるということを付記した形で、障害福祉課か、あるいは医療政策課が、これは知事の発言ですっていうふうに言って、普通は送ってくれる文書じゃないかと思うんですけど

ども。どこの文章か分からないような、しかも知事が発言したように書いてますけど、本当に知事がそれを書いたんですか。

(事務局 (保健福祉部副部長))

こちらのメモは、確かに私の方で文章を起こしたものでございます。この文書を富田会長から委員の皆様にお送りしていると思えますけれども、その前の週にですね、知事と富田会長がお会いして、この中で富田会長から様々な申し出があつて、それに対する知事の回答がございました。その回答の中身、私もそこに同席させていただいておりましたので、そこをメモに起こして、知事の方にこういった内容で知事の発言でよろしいかということを確認させていただいて、よろしいとなったものを富田会長にお渡しました。そして富田会長は各委員の皆様にも会長からお渡しました。そういう資料の作りになっています。

(原委員)

そうしたらちゃんと宛先を書いて、精神保健福祉審議会委員殿とか委員様とか、それから発行した日を書いて、それから発行部署を書いて、知事の何月何日発言についての報告ですとか、こういう正式の文章でください。以上です。これじゃなんだか分からないですからね。これ、大森さんの文章だけで知事の文書じゃないんですよ。

(岡崎委員)

これじゃまるで怪文書です。

(原委員)

大森さん、こういうことを行政としてやらないでしょう。普通。

(事務局 (保健福祉部副部長))

富田会長のほうにお渡しして、富田会長の御判断で各委員に配っているものですから、怪文書ではございません、少なくとも。

(原委員)

怪文書じゃないのは大丈夫ですけど。

(事務局 (保健福祉部副部長))

いやいや、仰いましたよ。仰ったから言っているんです。

(原委員)

ちゃんと文章の発行元をちゃんと明らかにしなきゃならないのと、知事の発言であれば、知事の発言ということを書き記してもらわないと、この文章をどこに流れて私が発言しましたと言ったら、私は私になりますからね。知事と限らないですから。そういうことです。もう答弁いりませんから。ちゃんとそういう文章にして出してください。以上です。

(草場委員)

出すんですよ。

(富田会長)

大森副部長

(事務局 (保健福祉部副部長))

これは富田会長の方にこういったメモをお渡しして、会長の御判断でその取り扱いを委ねたところなんです、その今の御指摘の形で、何かその日付けだったり、そういったものが必要だということになるのでしょうか。

(原委員)

では、会長から。会長が必要だって言うのが必要だそうですから。ちゃんと正式な文書にしてもらって。

(富田会長)

審議会の中での意見として出てきたことでもありますので、そのような文章を出していただけると、いいのではないかと思います。

(事務局 (保健福祉部長))

こういった形式かを含めて検討させていただきたいと思います。中身については、公開の資料についているものですから、中身についてどうこうすることは多分ないと思いますけれども、形式等について、県の文章形式に則って、検討させていただきます。

(富田会長)

それでは、その他も終了して、事務局の方にお返ししたいと思います。どうも本日はありがとうございました。

(事務局 (精神保健推進室長))

富田会長、各委員の皆様、どうもありがとうございました。事務局からでございます。次回の審議会の開催につきましては、現在の10月中の日程を調整をさせていただいてご

ございました。次回は、当初、地域医療計画の中間案についてということで予定をしてございましたが、本日は継続審議ということになりましたので、今後の審議会の開催の日程、あと議題等につきましては、また改めて会長の方と御相談をさせていただいて、決定をさせていただきたいと思っております。追加で場合によっては、事務局からまた日程調整のお願いをさせていただくということもあろうかと思っておりますので、その際御協力をお願いしたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。それでは以上をもちまして、令和5年度の宮城県精神保健福祉審議会の第5回を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。